

〔資料〕

『秋田年中御行事』 翻刻と解題

後藤 麻衣子

〔解題〕

『秋田年中御行事』は秋田県公文書館に所蔵されている。体裁は和綴じ、縦十二・四センチメートル、横十七・一センチメートルである。（資料1）著者、成立年代は不詳である。だが、一月十一日条に「慶應二年（一八六六）」や三月二十四日条に「安政六年（一八五九）」の年号が見られる。また、一月十三日条に「平田大角（下り候頃より始り候）」とある。平田大角は平田篤胤のことであり、「高根様御影之御懸物御直々御懸被成候」は平田が秋田藩に来てから始まったという。平田篤胤が幕府から国許帰還を命ぜられ、久保田に帰ったのは天保十二年（一八四一）のことであった。

以上のことから、『秋田年中御行事』は幕末期の秋田藩の年中行事を示した資料であると考えられる。

『秋田年中御行事』の存在は早くから知られていたが、筆者がカマクラについての研究で一部を活用したのみで、これまで資料の全容は活字化されてこなかった。本稿では秋田藩の年中行事が記されている新資料として翻刻し紹介する。

『秋田年中御行事』の構成は、まず一月から十二月までの年中行事が順に書き留められており、その後

甲子祭、御誕生日、七月支干御祭、節分、獅子廻し、御祥月のことが書かれている。行事を具体的に示すと一月は若水汲み、謡初、宝船、御湯殿初、御馬屋祭、七草、蔵開き、鎌倉祝儀、具足鏡開き餅、三月は節句、五月は端午の節句、七月は盆行事（高燈籠、盆棚、御霊棚）、八月、九月の月見、十月は亥の子、十一月は氏神様御祭礼、大師講、十二月は川浸りの餅、機神様の祭り、大黒天の年取り、御先祖様御祭事、煤払いである。

本資料には金照寺、宝鏡院、天徳寺、永源院、声体寺、泉福院などの寺院の名が見られ、いずれも藩主佐竹氏と縁の深い寺院である。宝鏡院は藩主家祈願所であり、金照寺、泉福院は松慶寺とともに佐竹三堅固山と呼ばれ、久保田城鬼門守護の祈願所であった（秋田市編 二〇〇三 七三二）。一月十六日条に「朝五ツ時初御祈禱ニ付金照寺御玄関より罷出候」、一月二十一日条に「宝鏡院へ御使者袴を以春御祈禱御願被成候」など、祈禱について記述がある。天徳寺は代々の佐竹氏の菩提寺である。一月十六日条の「天徳寺年礼ニ被参候」から始まり、七月には「御墓御掃除天徳寺永源院声体寺江御歩行御中間被遣候」や「切子燈籠大壺ツ御蠟燭共天徳寺江被遣候」、「天徳寺盆礼ニ被参候」と盆行事に至るまで年中行事に登場する。各寺院と佐竹氏との関係を知ることができる資料といえる。

城の鎮守である正（小）八幡宮への御代参、稻荷神社へ四月十五日の祭礼時の供物についての記述がある。さらに、城の鎮守だけではなく、藤倉観音、八橋村天満宮や寺内古四王宮、天王村天王宮などにも代参をしている。六月五日条に「天王村天王宮明六日より七日迄之祭礼右江梅津藤十郎様より御代参立申候」とある。この祭礼について嘉永年代に編著された『絹節』の巻之一に「六日神輿掃除式 両統神酒七品物捧け社参、潮を以



資料1

て掃除す。神主清めの祈禱有り神楽を奏す。今晩夜籠りの式天王村の部に有り。七日八ツ時頃七度半の使にて漸に神主夫婦一番へ来り、挨拶なし畳の上土足にて通り酒部屋に入る。神主の妻と酒姥と兩人にて神供を部屋の内にて焚き糶を交へ酒を造り玉瓶(曲けクルケの事)に入、二壺一番統の御幣取いたき村中行列して天王村御旅所において神輿に備ふ」(今村監修一九七二b 一六八)と祭礼の様子が記されている。以上のように藩と周辺の神社との関わりを示す資料として興味深い。

一月三日条には「萬歳罷上り御広間ニ而狂言七番申上候」とある。秋田万歳は『出羽国秋田領風俗問状答』には「万歳ハもと三河の国より常陸へ来り住てけるが、慶長年間この地へ移り来れりと申すなり」と記され佐竹氏が秋田へ移封の際に常陸から移り住んだことが知られる。彼らは「城へ登りて祝の詞を申、それより土家の町々を回る」とあり、『秋田年中御行事』ではその城での万歳のこと記されている。

一月五日の御馬屋祭には「猿廻し罷上り候」とある。猿廻しも『出羽国秋田領風俗問状答』によると「常陸より移り来けるものにて、三須田左太夫、松岡武太夫の兩人通り名にて今に名のり侍る」と常陸から移ってきたものである。猿は馬の病気を防ぐとされ、城主や武家などでは既に舞わせていたが、秋田藩主佐竹氏も「御馬屋祭」にて猿廻しを呼んでいたことがこの資料から窺える。

一月十五日条の晩に行われた「鎌倉御祝儀」において「御酒被下候時若殿様御幼年ニ候得は御年男之宅^江被為成候事有之候 左候へは手妻とか何そ芸をするもの御家来之方ニ而呼寄入 御覧ニ候事有之候」と手品か何か芸をするものを呼び寄せたとあり、また年中行事の最後の方には「獅子廻し」の記述などが見られ、「万歳」、「猿廻し」と芸能の面に関しても価値のある資料である。

本資料の特色は年中行事の変化を知ることができる点である。例えば、三月二十四日条に「正月廿四日天神様御祭事御備白餅御開きニ候所慶應元丑年より今月ニ相成候」とあり、行事日の変更が説明されている。また著者は古日記・古年中行事・拂河新左衛門勤中之年中行事・年中行事御役所日記・元文三年午の御日記などを引用している。一月五日の御馬屋祭にお

いて「古日記ニハ御馬屋祭米老升餅御初尾三拾五文御広間御祝儀白米老升餅鳥目三拾五文宛兩人^江被下候と有 御馬屋祭分ハ別ニ被下候様ニ見得候へ共根山新五郎勤中より前条之通ニ候」と、御馬屋祭で演じた猿廻しへ下される物の内容に変化が生じたことが窺える。七月十五日条に「但元文三年(一七三八)午の御日記ニハ十四日御祝に刺鯖用とあり」などいつの日記を見たのかが分かる記述もある。さらに平田が来てから始まった行事も記されていることから、平田が年中行事に影響を与えていたことも窺える。資料には行事の準備段階から終了後までが記録されている。その一例を挙げると鎌倉祝儀の準備は一月十二日条の「鎌倉為築候事」すなわちカマクラを築くところから始まり、カマクラ飾りの材料や拵え方、行事当日の火振りの様子、晩の鎌倉祝儀の料理まで記録されており、鎌倉祝儀の一連の流れを知ることが出来る。

また行事内容だけでなく、行事を遂行する者、行事の実施場所、服装、食事内容、行事の中心になる神仏に至るまで詳細に書き綴っている。食事内容は膳の中身、餅の種類まで細かく記されている。行事を中心に進めるのは「御年男」が多く、「御小姓」、「御中間」、「御歩行」などその役割についても記載がある。一月十一日条に小正月用の餅のことが書かれているが、「摩利支天」や「天神様」、「さいいの神」など供える神の名が見られ、信仰していた神が分かる。

さらに行事を行うのは武士だけではなく、宝川村、飯塚村など周辺の村も準備に関わっていたことも資料から窺える。一月十日条「宝川村より若木とごる献上被下物ハ飯塚村之通ニ候」、十二月二十八日条「宝川むら人足兩人参年繩なる候事」など献上物や年繩を綯うなどの労働力を提供していたことが認められる。

したがって、年中行事の記載からは、行事に関わっていた人々や、神仏信仰のありよう、さらに行事の目的なども解明することができ、主として武士の年中行事を知る上で貴重な資料といえる。

本資料には全六六図(資料2-17)が挿入されている。翻刻に先立ち、以下にこれらの画像を紹介する。



資料 2



資料 3



資料 4



資料 5



資料 6



資料 7

〔凡 例〕

- 一 本資料は秋田県公文書館所蔵の原本を底本とした。資料番号はA385113である。
- 一 本資料の翻刻にあたり、原本の体裁を維持するように努めたが、便宜上次のように改めた。

- 一 原本の字数にかかわらず、本翻刻では一行三十三文字とした。
- 一 文意の区切りは一字あけて示した。
- 一 原文は殿様、御惣体様、上々様などの前は敬称として改行または一、二字分をあけているが、すべて一字あけて統一した。
- 一 割注は括弧（ ）で示し、割注の中の割注は「」とし、一行に組んだ。
- 一 漢字は新字体に改めたが、一部旧字体をそのまま用いたものもある。
- 一 異体字、変体仮名は現行の字体に統一した。例「子」(畢)など。「夕」は「より」に改めた。
- 一 助詞としての「江」、「而」は活字を小さく記した。
- 一 原本の字で判読不能な箇所は、その字数分を□で示した。

〔翻 刻〕

秋田年中御行事

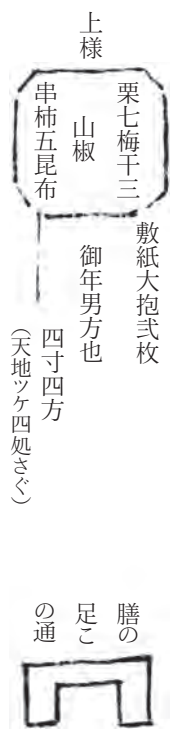
正月元日

- 一 三ヶ日豆売にて候 御茶屋之火焚初メ候事
- 一 三ヶ日暁六ツ時御年男袴着用御書院始御座敷御定居御茶屋迄竹箒を以掃き初候事
- 一 三ヶ日水汲ニ若水桶へ未明ニ水を汲せ御台処に差置御年男出 殿之上に御薄茶御用御釜へ右若水七五三に入御茶屋之水瓶ニも入候事
- 一 三ヶ日 御神檀へ御神酒一对(御へきにて) 御雑煮之餅(大砂鉢三峯)
- 外ニ小茶碗二ツへ御燈明右は御役人也 御備之上申上候得は 御惣体様(御上下す) 御拝 御内佛様へも壹寸四方之あぶり餅上ル(女中共ニ候)

御拝被成置事

- 一 御神佛様御拝 御惣体様被為濟候上御常居へ御揃御着座 于時御年男小角一膳宛差上候 御薄茶(御次間ニ而立て三之五之一度ニ)へきに纏ひ御前ニ持出 御老人限手移ニ上之(慶應元子年より御薄茶ニ成) 右引而餅御膳上ル 一ツ御盃(三峯なり) 長柄御銚子ニ而冷酒(とそハ宵より入) 三献上之右引而御本膳御脇共差上之味噌漬の九ツ茄子御香物御小皿江式切四切斗宛(御年男瀬戸物入盆に乗御老人限) 上ル 冷酒三献御湯(こかし入御湯桶にて御小姓上ル) 上之御飯鉢御通ひ盆下ル 右脇より段々ニ御年男下ケ候事

小角拵様左ニ(資料2)



餅御膳

- 平ハぼた二切 坪ハ化粧納豆 右何れもふたなし 御香物なし
- 雑煮餅(焼豆ふ 牛房 串貝 ばぢこんふ わらひ)

御本膳

けん海老

- 御鱈(ふりこ 大根 にんしん 前之魚) 御汁(このり わらひ 牛房)
- 串貝) 御香物 御飯

御脇

- 御平(はんべん くるのり) 御屋喜物(すし鱒 式疋あぶりて)
- 猪口昆ぶすし(白髪こんふ にしん ふりこ 数の子)

右何れも上ケ下ケ共ニ御年男ニ候 餅御飯御汁之御替りハ御小姓也 御湯も御小姓上候事

一 右御膳腕御不行之分御用ひ只白箸付候事

一 右御膳中御附人御役人相揃年頭御祝詞申上候事

一 御廻座以上之御客御通被成へは御小姓御手拭搓出し但御紋之三峯江左之通

敷紙大方三ヶ枝松壺本 ゆつり葉栗山椒小梅干串柿かやの実ニツ破

りくるみ扇毘布なり(右は御年男晦日ニ措置可申事)

一 昼御飯も御定居ニ而御年男差上候

御本膳

御繪朝之通 御汁(このり つみ入 牛房 わらひ)香物(九ツなす上下

す)御飯

御脇 御屋喜物すし鱈猪口昆ふすし平なしニ候 左候得は何ぞ全頭

なりか連□者□付也上候事も有之候

一 右以下冷酒御湯等都而朝之通ニ候

但 殿様御年礼ニ被為出餘りニ速く相成候得は御跡御膳ニ差上残り

御手回様御済被成候事

一 三ヶ日御年男へ朝屋共御茶屋ニおゐて御上並ニ餅御飯被下候事

一 晩御上ノ間ニ而御酒盛被成候事

御吸物(定りなし) 御口取(取合五品もり) 御浜屋喜(尾頭付一ツ)

暖酒

右畢而

御膳(御鱈又ハほだすし鱈御屋喜物交えて付ル 御汁取合香物御飯)

御脇なし

右御宮仕御小姓肩衣ニ而上ル 御冷酒不上ら御湯ハ常之通御釜の俣也

同二日

一 朝昼御規式より餅之御膳御本膳共元日之通ニ候

一 晩御酒盛元日晩之通 但ぶりの子の御吸物差上候事 外ニ何ニ而も御吸物上候事

一 晩御謡初御祝儀ニ付御家中一統見習之者迄も御茶屋ニおゐて御酒頂戴

被仰付候 御酒後御役人之心得を以御蓋^{カサ}之飯被下候 御酒肴左ニ

御吸物(ふりこ 豆ふ) 鉢(ふりこ 数の子 おひたし) 鉢(すし鱈) 鉢

(ぼら位之尾頭付)

一 御年男宝船を認 御惣体様へ壺杖ツゝ差上歌左之通

なかきよのとをのねふりのみなめさめなみのりふねのをとのよきかな
右歌止めより読んでも同じ事也

同三日

一 朝昼御規式晩御酒盛共惣而元日之通也

一 萬歳罷上り御広間ニ而狂言七番申上候 畢而御台処ニ而鱈のすし昆布す

し数の子なのひたしにて御酒被下候 外ニ切餅(四寸四方) 三ぼた壺切
り白米壺升祝儀□百文宛兩人ニ松ゆつり葉添て被下候事(古日記五十文
と有百文ハ御□中とニ有り)

但御好被為有候得は百文之外に被下候事 近年御好五番定例ニ相成候

一 薄暮時頃御家中一統御歩行ニ至迄御盃頂戴被仰付御附人外士御家頼御
膳番同助力加勢迄御客対処ニ而被下候 且御附人は無役足共家席ニ而一

番ニ出候事

一 御盃拝領ニ罷出候次第左ニ(資料3)

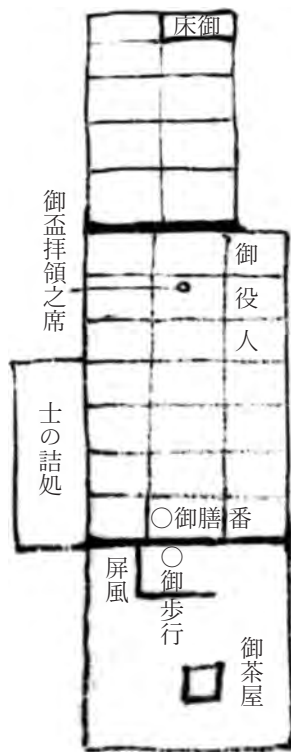


右御座敷御次間へ御家頼御膳番詰候後(南うしろ) 殿様御袴正面江御出座 于時御盃三峯御肴(スルメ コンブ) 三峯御下捨へき上ル 長柄御銚子御前ニ持出ル 立原御次之間二畳目ニ而扇を取御敷際ニ而拝伏 即御敷居内志畳目へ罷出ル(内へと御着ハ御附人なれハなし外士ハ御意之上内に入) 殿様御盃御取り被遊候節御会釈被成下候故平伏す 一献被召上候と進み出ル(三畳目より不立すり出候也)

御肴献し少々退き平伏し后志畳目へ復座す 三献ニ御加ひ被召上候而御盃三峯御銚子持からみ御宮仕式畳目へ持来たり 三峯置と即式畳目へ進んで御盃を両手ニ而取り拝伏す 三峯邪魔ならハ左之方へ膝を寄せて頂き申候 于時志献頂戴懐より紙を出し(紙出す時下座へ膝を寄せる) 御盃を紙ニ載せ置き御肴拝領す 式三尺退き平伏す 即二畳目ニ復座(御肴を懐中す主人より拝領之物ハ袂江人間敷事) 之上二献頂戴都合三献也 御盃を紙ニて能々拭ひ紙を懐中して御盃を両手ニ而三峯へ置返盃被仰付候 直々御小姓右御盃 殿様へ差上候と二畳目居形ニ而平伏し次の間二畳目ニ而扇を持退去致役人詰席江退去之節ハ中礼あるなり 夫より梶山塩石同断 畢而御家来被下候節は矢張御附人之通ニ出 しかしなから内へと(役人申事も有) 御意之上内へ入候也 御盃三峯御肴拝領三献ニ加ひ御返

盃なし 直ニ手ニ持詰席へ退き候 御膳番同助力加勢迄右之通ニ候 只御座敷之違ひ候迄なり 御肴献上ハ無之候事

一 外士ハ御対面処ニ而各家席ニ罷出御盃頂戴す 図左ニ(資料4)



右御対面処へ御客対処より御出之節ハ畳御席下御通行御出座前御家来御膳番図之通り之処へ詰居候 于時御盃三峯へ(引盃人数たけ置) 乗御小姓出之(御歩行ニ被下候土器ハ士分濟頃へきに乗て出三峯へ移置) 御肴三峯御下捨土器捌上ル 即御宮仕長柄御銚子捌持からみ出ル 殿様志献被召上候と上席之役人御肴献之平伏す 詰席へ退く二献御加ひ三献ニ被召上候而右御盃へきにて受取外士上席之人江被下候 御広間上ニより二畳目凶之所へ罷出一献頂戴御肴拝領復座三献ニ加ひ御盃手持引取候也 以下順席頂戴す 畢而御歩行御茶屋上之間凶之如く屏風を立一畳目へ被召出候 御宮仕御小姓土器を手乃平ニ乗御銚子御長柄也 御歩行へ被下候 一献つき御膳番御肴被下後二献被下退去也 御歩行無残済候へは相済候様御役人申上即御引取被遊候

一 右御引取被成置候得は御役人共御広間之内御客対次之間後ろに座附候御附人之外御盃頂戴之人相揃一同御礼申上候

一 右畢而御附人(部屋頭共) 御家来御膳番相揃御前へ罷出御盃頂戴被仰付

- 一 統雖有奉存申と御礼申上候様御家来上候
- 一 右罷下り御役人御茶屋ニ而御歩行共之御礼申受候事

同四日

- 一 前度今日御馬出初之処御障り有之六日ニ相成候

同五日

- 一 御神檀江御神酒一対御備之事(御役人なり)
- 一 御買初ニ付塩壺升板おこし飴御町使に買せ候 御神佛様へ御備 御惣体様江御居八里(せいかへ盆膳さつき海老添)当番御小姓女中共迄も被下候事
- 一 御湯殿初二付 殿様 奥様御夜食膳白米五合宛其上ニ切餅三ツ祝儀式拾五文添御湯殿へ備候上水汲ニ被下候事
- 一 猿廻し罷上り候

御馬屋祭

- 御神酒ニ引盃壺ツ白米壺升
- 目刺壺串昆布餅ほた一切
- 半紙七枚御初尾百文
- 右台ニ乗たち板かや添
- 御広間ニ而御祝儀申上候被下物萬歳之通 白米壺升鳥目百文切餅
- 三ツほた壺切
- 右畢而御台所ニ而萬歳之通酒肴ニ而御酒被下候 御馬屋へ持参し白米壺
- 升餅三切ほた御初尾百文とも御広間ニ而御祝儀申上候 被下物共同様ニ
- 人前に致被下候事

但古日記ニハ御馬屋祭米壺升餅御初尾三拾五文御広間御祝儀白米壺升餅鳥目三拾五文宛兩人江被下候と有 御馬屋祭分ハ別ニ被下候様ニ見得候へ共梶山新五郎勤中より前条之通ニ候

同六日

- 一 御馬出し初ニ付御年男袷着用ニ候
- 白餅一重 御神酒ニ錫三峯引盃一
- 目刺一串こんふ松ゆつり葉
- 酒壺樽壺升入
- 右品三献台ニ入御厩へ定番ニ為持御馬之前ニ備ル 御年男引盃江酒三献つき御馬江懸る後御年男袷す 右品之内御神酒斗り 御上へ上り餅酒等ハ直々定番ニ拝領之事
- 但御神酒ハ男様斗御頂き被成候事

同七日

- 一 暁七ツ時御年男袷着用御茶屋あき之方ニ向ひ七草なせり 叩候
- 一 御神檀江御神酒一対 白御粥(七升上之置大佛様也) 御屋喜者御役人御備候事
- 一 御神佛様御拜御済候 御定居江御着座被成候 于時御年男白御粥之御膳上ル 平ハほた二切坪ハ化粧納豆御汁椀ニ而御粥上ル 白御箸也 御冷酒三献上ル 長柄御銚子也(以上袷共御年男) 右引而御本膳(皿汁香物飯)御脇(御やき物平猪口)冷酒三献御湯 湯桶也 上ル
- 但御粥之御膳より冷酒迄上下共御年男ニ候
- 御本膳より以下御小姓御宮仕也

- 一 昼御膳御脇冷酒上ル 上ケ下ケ共御年男ニ無之候
- 一 朝昼晩之御料理御酒肴御膳之上ハ都而元日之通ニ候
- 一 今日迄ニ御附人家江年頭被為入候事
- 一 朝御粥御飯ニ共御上置ニ而御年男ニ被下候

同八日

- 一 御神檀江御神酒一対御備候事

同十日

- 一 御神檀江御神酒壹対御備候事
- 一 秋田郡飯塚前組代より先例之通根松献上被下物四寸四方之切餅五ツ大方也 半紙之包水引ニ而結松ゆつりは添被下候事
- 一 宝川村より若木とごころ献上被下物ハ飯塚村之通ニ候

同十一日

- 一 朝御蔵開ニ付御家頼御膳番御蔵役御升取迄肩衣着御年男袴着用罷出候
- 一 御神酒錫二(へき)御引盃一白餅一重
 - 目刺一串酒壹樽こんふ松ゆつりは
- 一 右品三献台ニ入御中間ニ為持先ツ御米蔵へ行き御蔵仕舞之時米積置候前へ三献台居る 于時御年男盃江錫より三献つき俵江懸る 左候へは御家頼より御升取迄拝礼いたし候 其後御土蔵江行き前之通三献上ル 拝礼有之候

- 一 右御祝儀薄暮頃より御年男肩衣御蔵役御升取迄御役処江罷出吸物一通御肴三種ニ而御酒被下候 御備之餅一重雑煮ニ致し拝領被仰付候事

但御肴 鉢(ふりこ) 数の子 なひたし) 鉢(尾頭付たい)
餅之時膳之上鱈 香の物也

附宝曆十一巳年湊惣左衛門宅ニ而役方斗打寄相済候とも日記ニ見得たり

- 一 今日小正月餅搗ニ付御側御番所当番非番とも白の丸餅(海老添)御祝として被下候

- 一 餅御用粳五斗搗目黒御用とも

一 今日御規式之餅品ハ末を見るべし

一 摩利支天⁽⁸⁾へ御備菱餅五(内三百内二百黒)

一 天神様之餅一重

一 御居ハリ乃小餅御人数たけ取

一 御神佛様へ上候 小餅(白目黒)腰高饅頭位

一 御鏡餅 壹重

一 御役中ハさいの神餅

- 一 御惣体様御居ハリせい貝盆小餅二(内一目黒内二白)豆の粉懸(海老壹疋)膳さつき也

一 御附人家御役人之宅江取付餅被下候事

一 九ツ時 御惣体様御定居江御着座御つま様之御規式有之候尤御袴ニ候

一 溜塗り之大膳ニ白餅一重(敷栗七串柿式本紙こんふ松ゆつりは)

一 右餅を上ル(下タへ品置に上ル也) 右下て小膳ニ白餅一重(敷紙(栗五串柿二とごころ三根松式本松の根の方左リ之方ニ向候下口雖二通り宛乗ル

頭ハ年男之方ニ向右雛拵据ハテいわし) 生大根(三步位ニして四方角長サ二

寸) 右二品紙ニテ一包ニして紙よりニて一処結紅付ル) 右餅一膳宛上ル

之即上より下ル 餅の(四寸四方の切餅三(内一ツ目黒)御汁椀に入る余程

乗る也) 御膳(平ハはた二切坪化粧納豆也 蓋にきな粉御右之方ニ置) 上ル

と三ツの内上なる目黒餅半分斗り被召上り即長柄ニ而三献上ル之(以上

上ケ下ケ共御年男也) 右引而御本膳(皿汁香物飯) 御脇(すし鯰こんぶす

し) 冷酒二献御湯(湯桶) 上ル 右御膳御宮仕の御小姓下ル之なり

一 御神檀江御神酒老対四寸四方之餅三切(内一目黒) きな粉懸ル 三峯御

瀬戸物ニ而御役人御備候事

但神明様之御茶碗連茶吞茶碗位之小茶碗ニ白目黒之小サなる餅二ツ

宛御茶碗二ツへ上ル きな粉かゝるなり

一 御年男江御茶屋ニ而御上並餅三切御飯御家喜物とも被下候事

一 摩利支天江御備之ひし餅(白三ツ目黒二ツ) 殿様御袴ニ而御裂初(少々鉋

丁ニ而御こぢ被成候) 跡御年男ひしニたち候事

一 右ひし餅之たちくつ並御規式御下り之餅共無残御年男之宅へ御飯焚へ

申付下ケ候事

一 御土蔵より御召御具足老順出シ(箱のまゝ) 御対面所御床脇へ置夫を御

屏風囲ニする也 右御具足前へ御土蔵より蓋ニ穴の明た箱を取出其箱中

ニ御規式之節いち前□に差上候溜ぬり之大膳 白餅其俵置其上ニ右ひし

餅五ツを重ねふたして穴より三ケ枝之松御直ニ御立被成候 其上ニ摩利

支天之御影之御懸物御直々正面ニ御懸被成置候 廿一日御具足之餅御開

迄御屏風囲ニて誰も明る事ならさるなり

但御庭江御土蔵御普請以来同所江御餅りニ相成候

一 御洗初被成置候事 御祝儀式拾五文御飯焚初音江被下候事

一 干餅をあみ釣候事御祝儀右同断

一 慶應二寅年 殿様御産穢ニ候得共餅搗並御祝共あり 摩利支天之御

備物等ハ御隠居様 若殿様御扱被成候 殿様御出席無之候

同十二日

一 鎌倉為築候事

但雪無之時ハしめ繩張候事 且御幼年御男子様無之共御吉例事

一 御年始御振舞被成候得共近年今日ニ無之候

同十三日

一 御神檀江御神酒一对(へき) 白御飯(三峯御瀬戸) 御砂鉢江塩煮いも鯉節

輪切(山椒みそてん角) 右式品盛三峯御膳番袴着罷出候 高根様御影之御

懸物御直々御懸被成候 御肩衣ニ而御拝被成候事

是ハ近年平田大角下り候頃より始り候 此御神様御信心被成候得は

御長寿を授け給ふと言ふ

一 明日鎌倉並舞玉御用之柳為買候事

同十四日

一 舞玉餅搗 粳

但御年男柳枝へ五ツ七ツ付候へは跡女中共付候事

一 大柳老本 御客対御次間へ飾ル分

一 御人数丈ケ老本ツ、御客対北の長押に並べてさし置候分

一 御神佛様御用式本御土蔵老本鎌倉小四本

一 鎌倉御用大柳老本分御番所へ遣候事

一 御番所江一統出候而左義長鎌倉大明神之御旗式流拵大柳老本江舞玉を付

五色紙ニ而志てを裂ち付候 右成丈ケ早ぐ出来候様專一也

但半紙四状五色紙九枚御役所より早朝ニ受取候事

- 一 薄暮頃御附人御家頼御膳番御家中一統肩衣塵草履ニ而御中ノ口へ相詰候 于時御年男袴申上候得は 上々様御中ノ口江被為入候 御年男切火ニ而鎌倉江火焚申候 御小姓御歩行御中間とも迄火を振り目を吹く事
- 一 右鎌倉の灰を台十能ニ取り御家御炉之四角へ右灰少々宛御年男置候事
- 一 右鎌倉火振候事 畢而 殿様(御肩衣) 上々様御茶屋へ(薄べり敷候事)被為入候而若木(宝川より上之柳朝より小サク切り火ニ干置也)の火ニ御あたり被成候 御茶屋之御炉より七りん江火を取御湯涌し御年男煎茶を拵ひ候而 御惣体様江上御附人並御家頼御膳番御年男江も若木之御茶被下候 良暫く御咄被為有奥江御引取被遊候事
- 一 今晚鎌倉御祝儀可被成候処御日柄ニ付明十五日ニ被成置候
- 一 昼御祝之御膳も御日柄ニ付明日ニ被成候事
- 一 昼後年繩を卸し候御台所ニ差置当三十日ニ又掛候事
- 一 厄拂御手廻様御壱人たり共若他江取為出御留主なれハ御帰り之上に為拂候事
- 一 御年賀之御方様被為有候得は御歩行袴ニ而御年之數錢を四辻江御厄落被成候事 御歩行帰りし上御茶屋ニ而御酒切餅 被下尤晚也
- 但男様 二五八 御女儀様 三七九
- 同十五日
- 一 御神檀江御神酒ニ対 小豆御粥三峯
- 御焼肴尾頭付御役人御備候事
- 一 御神佛様御濟之上御定居江御着坐 于時御年男小豆粥之御膳(平はた二切 坪化粧納豆) 冷酒三献長柄ニ而上ル(右上ケ下ケ御年男也) 右引而御本膳(皿 汁 香物 飯) 御脇(御家喜物すし 鱈 平 猪口(こんぶ すし))

- 冷酒三献御湯上ル 都而七日之通 御脇より段々御小姓下候事
- 一朝御粥御飯を始ニ平共 御上並七日之通御年男へ被下候事
- 一 昼御膳昨日御年取御祝儀兼候而御小姓差上之御膳之上御鱈 御汁 御香物 御飯御脇屋喜物 猪口 冷酒三献御湯上候事 御小姓肩衣候
- 一 一晚七日晚之通之御酒盛江昨晚之鎌倉御祝をも御兼被成候ニ付鎌倉御祝儀之分鯨之御吸物上ル 御肴ニ二而二種ニ而御酒盛被成候 別ニ御吸物一通り上ル
- 一 右畢而昨晚差上候筈御祝ひ之雜煮餅上ル 但し御鱈 御香物斗りなり
- 一 右引而御膳上ル 皿すし 鱈 御汁 御香物也
- 一 今晚御年男之宅ニおゐて御祝儀之御酒頂戴ニ付当番之御小姓ハ御酒肴御吸物差上候 後ハ御暇下候 依而御雜煮より御夜食之御膳御宮仕等ハ女中共ニ候は旧例之事
- 一 鎌倉御祝儀昨晚之処御障日ニ付今晚ニ候 例年之通御年男宅ニ而御家中一統御歩行御中間迄御酒被下候 御吸物ハ鯨牛房焼き豆ふニ而御肴ハ左ニ
- 侍分の方
- 一 數の子ぶりこ菜のひたし 一すし 鱈
- 一 各よしのすま屋喜
- 御歩行御中間共へハ
- 一 數の子菜ひたし 一すし 鱈
- 一 昆布すし 一酒五升 一統江也
- 但御役ニ而御在口中ハ召斗得と古年中行事ニ有
- 一 右御酒被下候時 若殿様御幼年ニ候得は御年男之宅江被為成候事有之候 左候へは手妻とか何そ芸をするもの御家来之方ニ而呼寄入 御覽ニ

候事有之候

一 右御祝儀江御家中出仕以前之世悴共も罷出候 御役人の心得ニ而後トニ
て蓋のめし被下候 尤一統なり

一 御年男之宅江宅江御台所より下候品左ニ

一 炭 大すみとりにて 壺ッ

一 薪 大ニ而 壺把

一 水 油 半盃

一 大蠟燭 三挺小ニ而式丁位

但拂河新左衛門勤中之年中行事ニ 若殿様被為入候ニ付物入も可有之

鳥目式百文被下候 但し近年不被為入候も物 入口有之ニ付式百文被

下候と書記し有り

一 他之御屋敷と違ひ御幼年御男子様不被為有候共年々右之通御祝儀有之

候事

一 右御祝儀御年男之宅ニ而可致苦ニ候へ共手狭御家頼御膳番之宅備候事

一 明朝之別当御役人より申伝候事

同十六日

一 朝五ツ時初御祈禱ニ付金照寺御玄関より罷出候 御二階江通り候 御

祈禱前山椒味噌田角餅出之御茶出ル

一 御惣体様にも田角餅上候事

御神檀江御供物左之通

御神酒一对 小餅十 生り物(栗よふの物)

干菓子(松風よふの物) 御洗米 燈明 二

右は三峯壺膳ニ纏敷紙有り

同十八日

外ニ山田重江白米壺升御初尾式百文

但拂河新左衛門勤中之年中行事ニハ四節御祈禱之節ハ式百文ニ候へ
共初御祈禱ハ式勿五六分より三匁位としるしあり

右之通御番所より別当出御備之上に金照寺勤行致候事

一 右畢而 殿様御袴御二階江被為出候 于時御小姓一ツ御盃三峯昆布斗之

(敷紙)三峯出ル 御下捨へき御双方江出ス 御小姓御長柄銚子持出ル

金照寺始江香被進三献ニ加ひ 殿様江上ル 香差上三献被召上候 右御

盃斗相濟御吸物 御口取 大平 右二種出ル 暖酒(松ゆつりは付候 御

銚子也)出ル 畢而御膳 御脇(平油揚ニ候 坪牛房あへ物)御湯(湯桶に

て)上ル 右引而御煎茶御菓子出ス 即罷帰候

一 右御供物即下ケ 殿様上様御神酒御頂き被遊候事

一 天徳寺年礼ニ被参候 御客対ニ而御逢被成置候 御菓子八寸御煎茶被

差出候事

但跡より瀬戸重江御肴式種吸物壺通御酒壺湯御拵被逐候事も有之候

此方様御供廻へ御酒為給候得は天徳寺伴僧共へ料ニ而被下候事もあ
り

一 一季御歩行並御下男共御暇願小頭を以て願申出候

一 先年より御卒去被成候 御方々様御年廻取調申上候事

但御年回御当り之御方様御祥月御佛事被成候 御方様認御役処江張

出し候事

一 天徳寺江御手懸之儀 義□公様江御伺申上候所前度より惣而出家へハ御

手懸不被指出候段安政六未正月十二日波多野新太郎を以被仰出候

一 御神檀江御神酒志対御備候事

同廿日

- 一 皿江もくさ置火付ケテ御茶屋入口地ふくへ差置候事 但御悉皆也
- 一 御具足之餅御開き前度今日之儀御障日ニ付明日ニ成候
- 一 忌懸ニ無之共死人在之家江今日行候 右ハ明日之御具足餅拝領被仰付不申候事

同廿一日

- 一 御具足之餅箱俣御年男下之右餅染ひんニ致御砂鉢ニ盛り三峯御直々御備御拜被成置候事
- 一 右御開き之餅 御奥様御拜御定居江御居ハリ 于時御具足餅之御膳(皿すり大根猪口さとう御香のもの) 御小姓上之冷酒ニ献長柄ニ而上ル 右引而御不断之御膳差上候事 餅(やかす)但初差上候時ニ御腕之蓋小姓江生餅七八歩位ニ切二ツ(目黒白)差上候 前代ハ生餅ニ而御頂き候事ニ有之候得共御戴きにくき故ニせんひんニして被召上候事 御繪ハ精進なり
- 一 御女儀様ニハ御鏡の餅(御重ハヤキ)御開らきニ候 右餅せんひんニして被召上候 服忌ある人ハ御具足餅御頂き不相成候故御鏡之餅被下候事
- 一 御家中御奉公仕候面々不残帯刀之ま、袴着用御広間江列座(御附人御膳番迄南うしろニ着座)頂戴す 膳之上皿すり大根は精進也 香の物斗也
- 一 冷酒三献被下候 御歩行御中間共宮仕之候

御歩行御中間共ハ御台処ニ而頂戴仕候

但御役人心得を以砂糖出候事も有之候

但服忌ある面々ハ拝領ニ不罷出候 且右餅せんひんに拵候ハ御歩行御

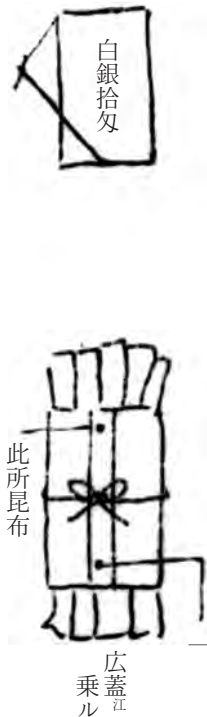
中間之役也 御台所囲炉に候一円女之手さゝせぬ事專一なり

一 御鏡之餅御附人之妻女共江被下候事

但御茶屋ニ而せんひん之事ニハ無之候 生餅宅江下ケ被下候事

- 一 宝鏡院へ御使者袴を以春御祈禱御願被成候 同院江御初尾拵包昆布(紙ニ而包む)被遣候 こんふ無之節ハ串柿式連ニ候 右御初尾拵包内五包ハ方丈三包泉光院式包ハ伴僧ニ候 御手廻様御年齡認遣候事

但前度ハ宝鏡院四ツ時分被越候 御屋飯御振舞御酒も被指出候 尤供廻り無残支度被下候 御差障有之候得は同寺江御頼被成候得共近年御障無之共御頼被成候 尤御使者袴着用罷越申候



但昆布一反無之串柿被遣候時ハ串柿二連と認候事 水引ニ而結候(資料5)

一 例年之通御歩行御中間共被留置候もの御暇被下候もの小姓江御膳番申渡候事

同廿二日

一 宝鏡院より以使僧御祈禱之御守札並経卷軸物しやくぢやう等被遣候即入御晩翌日迄御使者を以御返礼被遣候事

同廿四日

一 今日天神様御祭事之所三月ニ被改置候

一 御厄拂ひ罷上り候 御出入之神主有之 旧冬之分とも一同ニ祝儀被下候事も有之候

同廿八日

一 御餅搗ニ候 粳

但御年賀之御方様不為有候共年々右之通ニ候事

一 御惣体様へ御居ハリの小餅ニせい貝盆ニ入きな粉懸ケざつきの御膳へ乗せ海老壺足添十一日之通差上候事

一 御神檀江御神酒壺対小茶碗式ツへ腰高饅頭位之小餅式ツツ、きな粉拭上候事

同晦日

一 御座敷明之方江大三十日之通年繩掛候事

一 御銚子若水桶結ひ直し候事

一 九ツ時御神檀江御神酒一对白御飯三峯御屋喜物全頭やうの者御役人御備之上御拜被成置候事

一 同時 御惣体様御揃御着座 于時御昼御膳(鱈(天根 になしん ふりこ)

香の物 御飯)汁(つゝメ生房わらひ) 御脇(平はんへん すし鱈 こんふすし) 冷酒三献上ル 但今日結直し候 御銚子ニ而右御宮仕御小姓肩衣ニ

而上候事 御湯釜ニ而よろし

一 晩於御上ノ間ニ御酒盛被成候 御吸物一通御口取(取合 五合) 御浜屋喜(頭付き)ニ而被召上候

一 右畢而御夜喰之御膳(皿(阿そ魚 すし鱈 付り)香の物)(汁 御飯) 御脇冷酒なし御湯上候事

二月朔日

一 豆からニ而火焚初御座敷掃初若水為汲候事 元日之通候

一 御神佛様江御備膳 御惣体様江小角御膳御薄茶餅御膳御本膳御脇御冷酒ニ至迄惣而御料理元日之通ニ候事

但し松なすハ不差上候

一 昼御膳御晩酒盛共元日之通ニ候

一 御年男へ朝昼餅御飯共元日之通り被下候事

一 朝昼晩共 殿様御肩衣被為召候故御宮仕之御小姓も肩衣着用之事

同二日

一 御下男共出代ニ候 新ニ御抱ニ罷成候ものへハ御台処ニ而朝支度被下候事

但へき茶碗 被渡下候事

一 御歩行並御中間共迄敷庭壺枚ツゝ被渡下候事

同五日

一 朝御年男祿年繩外し候 右年繩御台処江下ケ置味噌煮し時御用ひニ相成候事

一 御神檀並御内佛様江差上候 舞玉を始御客対処し餅花共無残卸し候

右舞玉豆粳右三品煎り 御神佛様江御備ニ候 御銘々様へもせい貝盆ニ入海老壺足添ざつき之御膳ニ乗せ御居ハリ候事

同廿八日

一 御雛御飾り被成候 但廿九日晦日御日柄ニ付今日被成候

三月二日

一 節句ノ餅搗ニ候粳

同三日

一 御神檀江御神酒酒一对(へき 梅の枝) 砂鉢江餅三切(内一ツよもき 四寸四方也) 三峯小茶碗二ツへ二切(内壺ツ よもき) きなこ懸御役人御備候事

一 御内佛様へも二ツ宛きな粉懸上候事

一 御神佛様御納被成置上御定居へ御揃 于時御年男御膳(汁椀四寸四方ノ餅三(内一ツよもき) 平ぼたニ蓋豆の粉左へ置) 差上候 餅三ツ之内上之よもき斗やき候 右半分斗被召上候 冷酒三献上ル 御盃三峯桃の枝壺本添御銚子ハ□重御用ひ之分也

右引而(以上御年男上ル) 御本膳(皿 汁 香の物 御飯) 御脇塩いわし冷

酒三献御宮仕御小姓上ル之御湯上ケて引之也

一 朝餅御飯御上並ニ而御年男江被下候事

一 御規式御下り之餅右同人江被下候事

一 御手拭湯鉢江ひし餅五(内二ツ よもき) 三峯桃枝壺本のし包添

一 晩御吸物一通御肴二種ニ而御酒盛之事

同十七日

一 藤倉観音江御代参御膳番被上候

同廿四日

一 天神様御影御軸(竹堂様御筆ニ無之候) 御神檀西ノ方江懸御机を居御神酒赤強飯御菓子御備之事但今日中仕舞候事

但 若殿様被為入候節ハ御家中世倅共罷出甘酒強飯等拝領被仰付

候事有之候

一 八橋村 天満宮⁽¹⁶⁾へ御代参御膳番

但 帰候上御頭付之御肴ニ而御酒被下候事

右年中行事御役所日記ニも見得たり

一 正月廿四日天神様御祭事御備白餅御開きニ候所慶應元丑年より今月ニ相成候 先ツ御神檀之間西之方江前々より御伝来之御影御軸物御役人懸之前へ御机を置梅の花筒ニさし上ル 御神檀前江かづきごも敷候 向て左之方へ梅の花細口ニさし上置其後御茶屋仕末宜候ハ、即申上候 左候へは 殿様御袴御直々 竹堂様御筆御影候 御懸物御懸被成置候 于時せんひん(白砂糖かゝる) 三峯御神酒壺対御屋喜物全頭三峯(八寸なり) 御菓子重(練りようかん 白まくり) 八寸御直々御二処共御備被成置候 其後御納被成候 御同苗衆御附人御役人御年男(孰れも袴着) 迄敷居内ニ而拜礼被仰付候

但藤吉様御実母之御飯ニ候節御敷居外ニ而御拜被成候事有之候

一 右御神拜後御定居へ御着座 御同苗衆御同座也 御附人御役人御次之間へ罷出ル 于時御口取 御鉢尾頭付有右二種出ル 殿様木盃ニ而冷酒三献被召上右御盃御役人迄段々御巡盞ニ三献宛拜領被仰付候 其後暖酒頂戴す

一 右畢而餅之御膳(皿〔すり鱈 海老壱ツ〕 猪口太白 御香の物なり) 上ル
冷酒三献上ル 御膳(平汁 香の物 御飯) 御引落しニ而上ル 御湯右引
而御煎茶出候

但御宮仕御小姓肩衣ニ候

一 御附人御役人御前ニおゐて御酒頂戴被仰付餅以下ハ御茶屋ニ而被下候
事

一 御供物御直々御下被成候後 竹堂様御筆之御軸御直々御仕舞被成候御
下りし御茶菓子御神酒御肴御頂之上御同苗衆ハ不申及御役人ニ至迄御菓
子三品御屋喜物少々宛紙ニ包ミ被下候事

但し梶山□□御内意病氣中右供物被下候事有之候

一 御余り之餅有之候得は御宮仕之者へ一膳ツ、も被下候事有之候

一 安政六未正月都屋住御附人江は御酒御餅等不被下置候段被仰渡候

同廿七日

一 今明日之内泉村大日尊⁽¹⁷⁾へ御社参被成置候者御直参之節は泉福院⁽¹⁸⁾へ御礼

銀壱匁

御初尾 包御初大柏子 御代参之節ハ御初尾 包御初

一 今明日之内強飯御神酒御神檀へ御備之事

一 御代参相勤候者帰之上尾頭付肴にて御酒被下候得共近年無之候

四月四日

一 小八幡宮へ御代参御膳番袴飴草あんひん⁽¹⁹⁾ 求メ帰候事右二品

御佛様江御備 御惣体様へも差上候 ざつきせい貝盃ニ入海老壱ツ添也

(海老なき時ハのし添)

但拂河新左衛門勤中之年中行事ニあめあんひんの外ニ串柿三本求候と
有之候へ共近年無之候 年信様御日記ニ辰年より被止置候とあり

同五日

一 御神檀江御神酒一対赤強飯御備之事

同七日

一 今明日之内古四王宮⁽²¹⁾江御代参御膳番被云置候事

同十四日

一 明日之別当御役人より申伝候事 甘酒造候事 御香替江御役人申付候
事

同十五日

一 赤強飯蒸懸候梗壱斗五升

一 御神檀江御神酒一対小茶碗式ツへ強飯燈明御役人御備之事

一 御氏神様御祭事ニ付金照寺罷出候 御祈禱畢而 御惣体様御参詣被成

候 御供物御下り候上御神酒強飯洗米斗御惣体様御頂き被成置候事

御供物左之通

御稻荷様へ

一 白餅十 栗 干菓子 御洗米(三峯)

一 御神酒(甘酒)一対 強飯菓苞二燈明一三峯ニ而上ル しとき二

捌(わら敷) 鮎二 御捌わら敷候而上ル

三宝荒神へ

一 御神酒三ツ (甘酒) 強飯小茶碗三燈明壺三峯也 黒御膳也上ル

一 御絵馬金之緒 御両宮へ御納メ被成候

一 金照寺へ御初尾 白米壺升ニ候 御祈禱畢而強飯御茶菓子被指出候

一 御手廻様御老人は一銅ツ、包御初御下り之御供物別当江被下候しとき生魚ハ下別当御中間拜領之事

一 右之外御宮江用意之品々左之通

一 一包御初尾 (へき) 一 御手水之事

一 火打箱 一 沈香

一 半紙 一 薄へり式枚

一 かや壺本 一 しめ縄之事

一 裂板小刀

一 右之外飯櫃江強飯を入御祈禱前ニ御宮江持参り御参詣相済候 後半紙半

分ニ強飯包ミ御家中御歩行御中間迄子供三人居れハ亭主分共四包ミ五人居れハ六包宛被下候 (残れハ別當下別当して分ケル)

一 上々様へ強飯御煮ノ (豆ふ茸ふきにしんこんにやく) 付にて御小姓肩衣さし上候

一 当番之両御小姓へ御茶屋ニ而強飯 (平ノ蓋) 御煮ノ (小皿) まで拝領被仰付候

一 御親類様へ御配り御附人御役人江一重宛被下候事

一 山崎道祖神へ御備分御下屋敷守ニ渡遣之候事

一 強飯壺重 一 蠟燭小式丁 (内一丁御堂 内一丁室宝寺行)

一 半紙拾枚 一 御初

一 白米壺升

右御初尾堂宿室宝寺へ持参 同寺より御幣を切りもらひ御堂江納置候事

同廿八日

一 御幟御小簷立候事

但御幼年之御子様不被為入候 共年々被立置候事

五月四日

一 笹巻柏巻女中共巻候事

一 御本屋始御屋根無残表裏御長屋共御中間菖蒲蓬指候事

一 かづき巻之餅搗候 粳

御歩行御中間共御台処ニおるて巻候 御配り分八十把を合せ一束ねニ致

候 一把之巻根左ニ (資料6)



燈心から

右通十把束ねて

餅壺ツ入

御手拭御配りとす

一 御年男菖蒲三本蓬式本を紙よりニて三所編み外菖蒲式本蓬壺本位紙よりニて三所結ひ是を今晚御枕御布団之下タへ御敷被成候 御人数たけ拵ひ候 右紙よりニて結ひ候所へ紅付候事

同五日

一 御神檀江御神酒一対 (菖蒲蓬添へき) 鉢江かつき巻五ツ (菖蒲蓬添三峯)

御役人備之御内佛様江も上ル

一 御神佛様被為済御定居江御揃御着座 于時御年男善い事聞の三峯上ル

鉢江皮むきいも拾本位中程紙より二本二而一処結び紅付ル 三峯前の方へ竹の子式本生皮付いも式本しほ手式本菖蒲式本よもき式本何れも式本ツ、置差上候得は 御銘々様善い事聞被遊候

一 右引而粽の御膳(平ほた二切 飯碗かつき笹五 汁椀きな粉 御香物)(慶應二年より止) 御年男上ル 御盃三峯(菖蒲 よもき) 冷酒三献朔届之御銚子二而上ル (以上上下共御年男) 右引而御本膳(鱈 汁 香物 飯) 御脇塩いわし冷酒三献御湯御宮仕御小姓上下候

一 御手懸錫鉢へかつき巻一束菖蒲蓬のし添

一 御配り之粽へのし包ミ添女中使ニ而被進候事

一 朝かつき巻を始御飯共御上並御年男江被下候事

一 御惣体様江御昼笹巻柏卷上ル ざつき御膳にて坪煮(竹の子 やき豆腐 ふきいも いわし) 御香の物さし上候事

一 御家中一統見習之者迄も笹巻柏卷煮(共へきにて拝領被仰付候事

一 晩御肴二種 御吸物一通ニ而御酒盛三月之通ニ候

同十六日

一 朝金照寺四節御祈禱ニ罷出候 御祈禱畢而御吸物一通御肴口取

大平 右式種ニ而御酒御振舞

御膳 御脇ニ而御飯御湯出ル 引而御煎茶御菓子被指出候

但近年金照寺より断ニ付初終りのミに被成下度儀杯五月九月ハ御断

ニ付御初尾ニ而増被遣候事 御供物左之通

一 御神酒一対白餅十なり物干菓子御洗米右御戴被成候 别当肩衣ニ候

六月朔日

一 御神檀江御神酒壹对小茶碗へき二ツへ干餅二切ツ、上候 御佛様江も御備之事

一 御惣体様へ御居ハリざつきせい貝盆江干餅五切宛上ル 海老一ツ、添候

一 御例御番所両御小姓中江干餅五ツ切位ツ、海老添被下候 但差入中忌中等ニ候得は不被下候

同五日

一 天王村天王宮明六日より七日迄之祭礼右江梅津藤十郎様より御代参立申候 依而以御使者扇子(御人数たけ) 大蠟燭式挺御初尾被遣御祈禱之儀 御頼被成候 御扇子梅津家より返り候得は 御神檀江納置候事 但脇御屋敷ハ御子包方之御召物など被遣候御家も有之候

同八日

一通町小林孫八より天保年中献上に相成候 大日尊御祭事ニ付金照寺罷出候外ニ出家式人宝鏡院より参候 御神檀江御供物左ニ

一 白丸餅一重 黒御膳ニて

一 白小餅十 生り物 干菓子 洗米 三峯

一 染餅鉢ニ盛り御神酒一対 三峯

一 花細口ニ而燈明

一 御初尾 白米壹升ツ、三人へ山田重

右御備之上勤行有之候 畢而 殿様御拜御拜被成置候事

一 小林孫八江前日手紙遣し今日罷出候 当人より樽二蠟燭二挺献上有之

直々御備ニ相成候 御目通り被仰付 御神檀拜礼被仰付候 御役所ニお
ゐて御酒餅御料理御茶子被下候事

一 御小座ニおゐて金照寺御取扱左之通

吸物一通 御口取 大平

鉢(指身) 冷酒三献夫より暖酒出ス

右畢而餅御膳(皿 猪口さとう香の物 餅せんひん雑煮とも) 御本膳(平汁
白飯) 御引落しにて御小姓差上候 御湯上ル 右引而煎茶菓子銘々出之
候事

一 御供物御神酒御頂ぎ被成候 右御備之内白丸餅壹ツ献上樽之内一御歩
行使を以孫八宅江被下候事 其余ハ別当様へ拝領被仰付候事

一 御役人様は不申及別当並御宮仕御小姓へ餅拝領被仰付候

七月朔日

一 今朝御内佛様へ御膳当時十二膳上ル 御料理左之通 御惣体様御拝領被

成候

御膳(御皿(堅瓜 すもも 葛じ) 御汁(霰麩 のり) 御坪あへ物 御飯)

御脇(御平(油あげ豆ふ なす芹) 御香の物)

一 今明日二日其向江切子燈籠大壹ツ小二而式ツ注文致候事 先年小野家内
佐木□六郎と申者江頼候遺候品左ニ

一 美濃紙廿五枚 一 大方廿六枚

一 半紙 壹帖 一 杉原 貳枚

一 中奉書 壹枚

右細工料三百文仰ニ候

同六日

一 御召御具足始御伴具足御步行御下男共着料其外御幕御馬具等御虫干被
成候 左候得は御例御番所より不寝番出候事(但御役所より御番之人へ御
酒被下候事あり)

一 高燈籠柱今日立候 明晩より燈籠上候事

一 今晚小豆御膳上ル 茄子豆腐之御平へ摺こま懸

同七日

一 御神檀江御神酒壹対御備候事

一 朝御膳(皿 汁 香物 御飯) 御脇塩いわし冷酒三献御湯御小姓差上之候
事

一 御昼素麵御小姓上ル 御膳ざつきニ候

御小皿(からし むかッ) 御皿素麵但平ノ蓋する御小皿梅漬

右引而昼御膳御小姓差上申候

一 晩之御酒盛御吸物一御肴二種ニ而五月節句晩之通ニ候

同十日

一 金照寺金毘羅山御祭礼御社参御礼銀

包御初尾十二銅ニ候 御代参なれハ

一 御神檀江御神酒一対強飯御備ニ候

右金毘羅山御祭礼六月ニ成候

一 御墓御掃除天徳寺永源院声体寺江御步行御中間被遣候

一 御上はしめ御役所詰所ノ之行燈張替候事

同十一日

一 御女儀様今明日之内御墓御参り被成置候事

一 あらひ米(なす木瓜米) 一花

一 小蠟燭 一白張燈籠二

一 布施(式拾五文ツ、二ヶ処)

同十三日

一 一切子燈籠大老ツ御蠟燭共天徳寺江被遣候

但宝曆十一巳年堀田藤内御使者ニ而被遣候事御日記ニ有り

一 御客対処御棚之前江御盆棚仕組候 御膳番肩衣ニ而罷出候

一 真中江阿弥陀佛之懸物掛候

一 向て右之方へハ門光院様御東院様鎌剛院様養貞院様貞隆院様向て

左之方へハ觀□院様貞寿院様慧秋院様真空院様之御懸物左右江懸ル

真下へ御先祖様はしめ他江被為出候 御方様之御法名書之紙をすり

右掛物紙江認候 御法名洩れたる御方様ハ御佛檀有之御牌御飾立候

相成候 一円ニ蓬の葉敷候 細目素めん浜なすせんへい之類品々上

候事

一 前へ大机置御膳御備ニ成候 其前に黒の御机置花二瓶蠟燭三四ツせ

ん香立テ御香炉等差置申候

但左右江切子燈籠式ツ

一 御膳御備之上申上候得ハ 殿様御肩衣 上々様御拜被成置候事

一 御靈膳御料理御献立左之通

七月十三日昼品

酢あへ(堅瓜 干こんにゃく しそ 蓮根 めくり) 汁(唐瓜)

平(焼豆ふ さゝけ なす) 香の物 白御飯

同日御夜食

蕎麦 へき味噌 御香の物

同十四日未明

暁餅(但小豆付)(重之内へ蓬葉敷餅五ツ七ツ位入式段上ル)

同日朝御膳

平(へきとうふ めくり) 汁(すくりな)

坪(さゝけ こまあへ) 香の物 白御飯

同日御昼

真桑瓜

同日昼御膳

酒ひて(引瓜 梅そうめん ねりいご) 平(ころもよし)(やき豆ふ 牛房

塩せんまへ) 汁(根いも なすひ)

坪(こまあへ 葉にんしん) 香の物 白御飯

同日御夜食

平(豆腐 なすひ くつ煮) 小豆御飯 香の物

同十五日明ヶ時

強飯赤 御重二段ニ上ル

同日朝御膳

平(八盃豆ふ 松も) 汁なすひ

香の物

坪(ひたし 干大根 切りこま) 白御飯

同日□□

素麵 梅漬

香乃物

同日昼御膳

平(とうふ) 唐瓜 塩水ふき 汁(さゝけ)

香の物

坪(なすやき) 白御飯

同日御夜食

皿(瓜ノすあへ) 餅(せんひん 雑煮)

香の物

御煎茶 御菓子 まんぢう

一 今日より十五日迄薄暮時松火焚候□□

同十四日

一 暁六ツ時餅搗候梗七升是焼の餅といふ 御棚はしめ御佛様へ小豆餅(但

俗ニ云とり付) 御備 上々様へも上ル ざつきせい貝盃

一 右餅御附人御役人御家中一統御步行御中間とも迄被下候

一 朝晩迄候 御靈膳ハ前條御献立之通御備之事

一 声体寺御棚経ニ罷出候 御茶御菓子御布施ニ候

但し小僧斗ニ候得は御布施斗被下候

一 永源院御棚経ニ罷出候 御膳之上御酒被指出候 料理左ニ

酒ひて(引瓜 梅そうめん ねりいこ しる茸 干こんにやく) 汁(ね

いも なすひ) 茶わん酒 香の物 めし

二

平(焼豆ふ 牛房 塩せんまい) 坪(こまあへ 葉にんちん)

湯 茶 茶子御布施

一 御親類様より御代香参候へハ御香炉ニ畳日被置諸士罷出候得ハ三畳目へ置候事

同十五日 御祝詞なし

一 明六ツ時赤強飯為蒸候梗七升御棚はしめ御佛様へも上ル 上々様へ上ル

一 右強飯御家中一同御步行御中間迄暁乃餅之通被下候(土ハ御重ニ而被下候 御步行へハせい貝盃御下男ハ平の蓋也)

一 御盆棚御備物御朝昼御夜食迄之御膳等ハ前條御献立之通上ル 御茶御菓子御備今晚中御仕舞被成候事

一 御上様朝御膳之時御礼目ニ付御皿塩いわし御汁(くツ煮 豆ふ) 御屋素麵例之通ニ御小姓上ル

一 九ツ時御神檀江白御飯 三峯御屋喜物式鉢三峯御神酒一对御備之事

一 同時 御惣体様御定居へ御着座 于時御年男蓬飯小魚御規式之御膳御

皿(生魚 くす つみ七疋) 御香の物御飯(小サキ握めしきッ蓬葉ニ入屋柴と云竹ニ一処結ニ包ミ赤の汁椀ニ入ル也) 上ル

冷酒三献御盃三峯ニ而上候

但御皿の生き魚はね上り御膳等ニ落死す候得は替敷故 御惣体様御分大鉢へ御取纏ニ而近年差上候 左候へハ御膳之上なまくさき物無

之ニ付御皿はたニツ宛差上候 又蓮飯御両親様御持被遊候得はにきりめしニツ入るゝなり都合四ツニ成候

右引而(以上御年男) 御本膳(皿(魚 堅瓜海老 しそめうか) 汁(なまくさねいも なす) 香の物 めし) 御脇(屋喜物刺鯖ニ(骨をとりてはして置焼) 平(む

かつ焼豆腐 牛房 塩せんまい) 冷酒三献御湯御宮仕之御小姓差上候

但元文三年の御日記ニハ十四日御祝に刺鯖用るとあり

一 御夜食ニハ町より搗餅御取寄せんひん雑煮にして御棚にも御備 御惣
体様御皿瓜の酢あへ御香物ニ而被召上候事

同十六日

一 天徳寺盆礼ニ被參候 御客対処ニ而御逢御茶御菓子（八寸ニ乗る）差出
し極々御懇意ニ而此方様同寺へ被為出候節なとも酒也餅なり御振舞有之
候へハ御勝手へ瀬戸三段組之重（三品位す）御酒茶入御吸物一ツ位にて
御振舞被成候 供廻り酒茶式種納豆摺大根位之品ニ而茶碗酒為吞候事
近年多分左様之事不被成候

一 御棚より御下りし切子燈籠式ツとも蠟燭ニ丁添御歩行使ニ而声体寺江被
遣候

同廿七日

一 泉村大日尊へ今明日之内御參詣被成置候 去三月之通ニ候

八月七日

一 寺内古四王宮江今明日之内御代參包御初十式銅ニ候

同十五日

一 御二階次之間掃き清め御机を置
月夜美様江御供物御年男袴御備之上申上候 殿様御肩衣御拝領被成置候
御供物左に

三峯

生大根（式本葉共）御神酒（老対）燈明

三峯

白餅（式紙）梨桃枝大豆いものじ

右御供物暮鐘過頃御年男下ヶ直々御頂き之事申上候 残物有之候得は御
年男江被下候事

一 御神佛様へ御備有之候

御惣体様へもせい貝盆枝豆はしめ梨桃等海老添上ル 当番御小姓女中共
へも少々宛拝領被仰付候

但し海老無之時ハのし添上ル 嘉永三戌年御妾のおもと鮎の頭を付
上候而大々御呵ニ相成候事有之候

同廿四日

一 竹堂様御筆下之天神様御祭礼ニ付御備物之赤強飯為蒸候（梗式升小豆五
合）

一 御神檀並西之方へ奉懸候

御神影御供物（赤強飯御神酒御菓子御屋喜物 正月之通）御直ぐ御備被成
置候事 其外御同苗衆御附人御年男迄拝礼被仰付候事迄都而正月之通ニ
候事

候事

一 御定居ニおゐて御酒盛御肴二種ニ而候 冷酒暖酒等迄御附人御役人迄
拝領被仰付候 右引而御膳（御平 御汁 香物 御飯）差上候 御汁御吸
物之代りニ差上候事有之候

一 御供物御頂き之上御附人御役人共へ拝領被仰付候事正月之通ニ候

同廿八日

一 宝川村より初御物成上納ニ付海老摺大根之生酢数の子菜ひたし右式種
ニて上納ニ参候者共へ無残御酒被下候事

但来月上納候相成候事も有之候

九月九日

一 今朝未明ニ御菜園畑より茄子九ツ為取味噌漬為致候事

一 御神檀へ御神酒一对(黄葉添) 御備候事

一 朝御膳(皿 汁 香物 御飯) 御脇塩いわし御冷酒(黄葉一枚) 御湯御宮

仕御小姓差上候

一 晩御酒盛御吸物壺通御肴(御取鉢尾頭附) 式種ニ候

同十三日

一 後の御月見ニ付八月十五日之通御年男 月夜美様江御神酒大根二御燈

明三峯栗いもの子梨も、類白餅二十御備仕申上候得は御拜被成置候 以

下先月十五日之通ニ候

同十六日

一 四節御祈禱ニ付金照寺罷出候

御神檀御供物白餅十生り物(栗十) 干菓子十洗米三峯敷紙御神酒壺対ニ

候 御初尾 白米壺升山田重御祈禱畢而御煎茶御菓子被指出候 直々別

当(御番処) 御供物御頂き候事申上候御いたゝき壺は別当肩衣へ被下候

事

但し前度御酒御膳御振舞被成候得共同寺江御断御初尾増被遣候事ニ

相成居候

十月

一 今月中ノ亥之日亥猪之餅子御家中一統御客対所ニおゐて頂戴被仰付候

殿様御祿正面江御出座 于時錫之大鉢江盛り御餅子(大豆粉 小豆粉 す

りこま) 三峯白箸添御宮仕御小姓差上候 第一番に立原(無汲たり共) 罷

出御鳥目餅子二ツ被下候 次ニ梶山塩御役人相濟外士順々ニ罷出頂戴被

仰付候

但拜領之面々肩衣ニ而も不苦候旨嘉永元申年被仰出候

一 同日夕焼共御客有之候 御酒被指出候上餅御振舞其上ニ御膳御皿御汁

御飯引落し而御振舞被成候

一 御家中一統江も御茶屋ニ而ぜんひん雑煮とも頂戴被仰付候事

十一月十五日

一 御神檀江御神酒一对小茶碗式ツ江強飯御燈明御役人備之候事

一 御氏神様御祭礼金照寺罷出候 御備物御初尾御下り物御頂き御家中並

御下男子供江御備之強飯紙包ニ而被下候より惣して四月十五日之通ニ候

一 山崎道祖神堂へ御供物右同断之事

一 上々様御居ハリ御附人御役人へ御堂ニ而被下候事より当番之御小姓と

もへ拜領被仰付候事共都而四月之通ニ候

一 御用聞納屋へ御步行祿使ニ而御祝儀被下候

一 行器一 強飯入 一 御肴二(背黒位□□□)

一 竹筒二(酒五合ツ) 但四□

一 御祝儀式百文大方水引ニ而結

右懸台ニ乗風呂敷懸候 御中間羽飛ニ而参候 向方ニ而御步行下々迄祝

儀具候由ニ候

一 御家中妻女共へこま油被下候事

但式人居れハ二人前五人居れハ五人前被下候ものなり

同廿三日

一 大師之小豆粥

御神檀へ御役人御備候事

同廿六日

一 今日新米被召上初ニ付御同苗衆江御酒御料理御振舞候 御附人御役人共へも頂戴被仰付候事

一 九ツ時御神檀江御神酒一対白御飯御屋喜物御役人御備候事

一 御定居御床へ御紋之三峯置(帛紗かゝる)夫へ 御先祖茂森公様之御牌

(御莫日不知申付思召を以今日御祭)御直々御守御安置 門光院様御牌御同

様御安置御拝領之御系図置候 先ツ御膳(皿 汁 香物 飯)御脇(汁

御屋喜物 引盃)御直々御備(御替り盆八寸御附人江)御吸物冷酒三献御肴

(御口取)小皿冷酒三献御肴小皿冷酒三献都合三度上ル(御宮仕御附人)此

処ニ而御敷居内ニ而御附人拜礼御湯上ル 御煎茶御菓子(ねりようかん

白かわあんひん)

一 御内佛様御位牌前へ常より少々御進なり 于時御同苗衆御靈膳十一膳

御脇共々上ル 御替御附人御役人共迄御吸物上ル 冷酒三献御肴ハ御屋

喜物皿江御纏候而取り上ル 冷酒三献ツ、式都合九献也 御湯上ル

一 右御拝相済 御惣体様御定居へ 男様南御後 御女儀様御棚後御着座

于時御肴二種出ル 殿様御袴木盃ニ而冷酒三献被召上候□ニ御巡盞ニし

て御同苗衆御附人(次之間着座)御役人迄頂戴被仰付候 其後暖酒出

銘々御吸物迄頂戴す 右畢而御膳(皿 汁 香物 飯) 御脇(引盃 屋喜

物)平冷酒三献御湯出候 御料理之時も御附人御役人御相伴被仰付候

右引而御茶御菓子出候事

但宝曆十一巳十月二日被召上初御祝儀之節御家中無残御料理被下候

事御日記ニ見得候

一 御元祖様 門光院様へ御備ニ相成候 御料理御肴共御附人之もの頂

戴可仕 義□公より被仰付候事

一 門光院様御祭ハ安政四巳年より己来に有之候 御家御始り後初而御家

老被御頼御一代四百石之御加増高御拝領之御方様故も記被成置候也

御祥月御始事ハ今以御執行被成置候

一 安政五年十二月廿一日 御先祖様祭事之節□面も添部屋住御酒御料理

拝領候事 義□公江御伺申上候認家督面々之ミ被仰付候

十二月朔日

一 節季御参候 白米壺升出ス

一 寛徳様御代に川ひたり餅御振舞江成候へ共近年一円御客もなし餅搗も

不被成候

同五日

一 機神様御備こふせん御用亥粳式升大豆壺升出御蔵係之ものへ被下左之

通ニ候

一 (粳壺升御家来御膳番御蔵役豆五合宛)

一 (粳五合豆式合宛) 御升取御歩行

右之通被下候

同九日

一 大黒天御年取ニ付御神檀御膳ニ御脇ニ御年男御備候事九ツ時

御料理 甲子大黒天故精進也

御膳(皿〔豆 鱈〕汁〔こまし豆ふ〕香物 豆飯)引台御二(平〔黒のり

ハ孟 豆ふ)坪〔納豆〕屋喜物〔四角豆ふ〕

御神酒ニ御菓子(豆つなき 米煎り)一重(三峯 敷紙)まつか大根⁽²⁷⁾式本

へきにて上ル 燈明上ル 右御備之上申上候 御下り御神酒御菓子斗御

頂き被成候 残りハ御年男へ被下候 御膳之分まつか大根迄右同断被下

候事

同十三日

一 御節搗御祝儀之小豆粥 御神檀江御役人御備御佛様江も上ル

一 御惣体様江御膳之小豆粥御膳(平保田二切 香物 粥)御小姓肩衣上ル

冷酒三献上ル 引而御不断之御膳被召上候

一 御家来御膳番御蔵役御枿取迄孰も肩衣着用御祝儀之小豆粥ばた香物御

茶屋ニおゐて被下候

同十六日

一 朝四節御祈禱ニ付金照寺罷出候

御神檀江御供物九月之通ニ候 終り御祈禱ニ付金照寺江御酒被指出候

御肴軽ク二種 引而膳(皿 汁 香の物 めし)二 御茶御菓子被指出候

事

同廿三日

一 来正月御用餅搗粳石ニ候 宝川村より人足六人未明より参候

餅 (粉米壹升 大豆粉三升)

さし渡し

一 壹尺三寸位丸餅一重宛(年頭之餅壹献之分)

但し正月女中使ニ而葉にしん紙ニ而包ミ紙よりニ而三処結紅付ル

松ゆつり葉添被進候事

一 壹尺壹寸丸餅一重 御蔵分

一 一八寸 一重 御馬屋分

一 お賀の餅

一 御釜の餅

一 四寸位丸餅 (御小姓江被下候分人数丈ケ)

一 腰高まんぢう位 (温餅御用 御人数たけ)

一 裂ち餅

但三ヶ日御神佛様御備萬歳猿舞之宝川村飯塚□もの江被下候分

共

一 御附人御役人江御重ニ而きな粉餅被下候事

一 御神佛様へ腰高まんぢう位之餅二ツ宛きな粉ふり懸上ル 御神檀小茶

碗二ツニ候

一 御惣体様へぎツきせん貝益きな粉懸海老壹足添上ル

但此小餅昔シよりあたゝきと唱来候処 義□公様仰ニハアタゝキに

は無之頂き之餅乃誤りなるべしと御諭し也 然ハ温餅と書てアタゝ

ケと読ませ候 冊子有之由立原政筆記ニ有之候

- 一 御側御番処御小姓一統へ五寸位之丸餅壹ツ海老添被下候事
- 一 宝川村人足共へ丸餅壹ツ宛被下候事

同廿七日

- 一 御煤拂ニ付御年男袷着用出御書院明之方ニ向ひ七五三に掃初之事
- 一 右後御奉公致候 面々無残御広間より御茶屋御台処御番所之方御歩行御中間無残出御煤拂之事

但御小姓老人江藤草履壹足竹箒壹本宛御渡之事

- 一 御掃除相済候得はさつきせい貝盆江あぶり餅二ツきな粉海老壹ツ添御小姓上ル

- 一 御小姓御歩行御中間迄御煤拂へ罷出候もの無残あぶり餅二切きな粉添御茶屋ニ而被下候事

但加藤勘兵衛御家頼役中一統より御祝ひ御酒拝領仕度志申出候へ共先例無之由ニ而被下候事有之候

- 一 九ツ時御煤拂御祝ひ之御膳(皿〔ぶりこ 生酢〕汁 香物 飯)御脇(平〔たら煮 こんふ〕 屋喜物すし鱈) 冷酒三献御小姓差上候事
- 一 江戸御登跡杯ニ而候へは煤ハ拂被ハス 御祝儀斗御小姓御中間共切餅ハ被下候

同廿八日

- 一 宝川むら人足兩人参年繩なる候事
- 一 但大八ツ小六ツ若水桶二本当時御入用
- 一 御釜メ江金照寺より小僧参候 御釜前へ机置御初尾式拾五文白米壹升
- 一 御燈明半紙拾枚備候 右畢而小僧江御茶屋ニ而ふぎ取餅被下候

一 夕後御年男御規式御用品買御中間老人召連参候事品物左ニ

- 一 若水桶 二 一 柄杓 二本
 - 一 栗 貳升 一 串柿 二連
 - 一 小梅干 百五拾 一 くるみ 壹升
 - 一 かやの実五合 一 ゑさしこんふ
 - 一 幅広昆布一 一 干鰯 壹升
 - 一 山椒 一 松ゆづり葉
 - 一 三ヶ植松二 一 紅
 - 一 半紙 六帖 一 大方拾五枚(但し御人数ニ依ル)
- 右之外来正月十一日御用三ヶ枝大松壹本出入之もの江申付候事

同廿九日

- 一 御土蔵より差出候品々
- 一 三面大黒懸物 一 鶴亀之懸物
- 一 長柄銚子 一 高御銚子
- 一 御紋三峯 一 小角膳
- 一 中英 一 春慶三峯二
- 一 御簾

同三十日

- 一 御書院御普請不被成置当時年繩掛候ヶ処左之通ニ候
- 一 御客対 一 御定居
- 一 御上之間 一 御小座
- 一 御小座陰之間 一 御番処

一 御茶屋

一 御神檀 一 御内佛之間

一 御釜 一 御蔵二ヶ所

一 水屋

年繩ニ付候品々

松ゆつり葉こんふ炭干鯛

右紙よりニて五所結ひ紅付ル

してハ七枚五枚三枚三処ニ付ル

一 御銚子釣松ゆつり葉千いわし紙ニ而包み五処結紅付ル 長柄も新規結

直シ可申之処余り乱ニならされハ其まま御用ひ候事

但屠蘇ハ今晚より酒ニ入可申事

一 九ツ時御神檀江御神酒一对へき白御飯鉢三峯御屋喜者三峯御役人御備之

上御拜被成置候

一 右御拝御済し候上 御惣体様御揃御定居へ御着座 于時御年取御祝儀

之御膳(皿〔ふりこ 海老汁(牛房 わらひ つゞめ) 香の物 御飯) 御脇(平

〔半べん やき物 すし鯛) 猪口こんぶすし) 御盃三峯冷酒三献御銚子結釣

にて御宮仕御小姓(肩衣着) 差上候

一 御蔵仕舞ニ付薄暮頃御家来御膳番御年男御蔵役御升取肩衣着 先ツ御

米蔵へ行候 御米蔵ニ而米三俵重ね斗搦き上戸を置き年繩とそくせ之

御幣立候而錠前封印致候 夫より土蔵へ行年繩と宇賀之御幣を納候而封

印之事

一 晩御祝ひ之御酒盛被成置候 御肴口取御浜屋喜(尾頭付魚壱ツ すり大

根) 御吸物ふな位一通ニ而被召上候

一 右之処へ御附人御役人(何も平服) 歳末御祝詞申上ニ罷出候得は御吸物

御酒被下候事

一 御酒盛相濟御夜食御膳(皿〔すし鯛ニ 外何そ肴 汁 香の物 飯) 御脇な

し 御湯御小姓差上之候事

一 厄拂罷出候御祝儀式百文被下候

甲子祭

一 入相之頃より金照寺罷出候

御神檀江御供物白餅十生り物十菓子燈明黒豆山田重入千種別当備候

御祈禱畢而御酒菜三種口取大平井ニ而暖酒出別当御相伴ニ候 畢而饅飩

御振舞被成候 別当にも被下候 御初尾式百文白米壺升御茶御菓子被指

出候事

但初メ終りのミに罷出候 御取扱ハ何日もこの通ニ候事

右ニ付 御惣体様御他行不被成置候ハ御先例之事

御誕生日

一 御客対処御床へ御机を置御夜食御膳へ大砂鉢赤強飯頭付葉にしん式本

御備御肩衣ニ而御拜被成置候 御惣体様ざつき御膳赤ノ汁椀へ強飯猪口

こま塩御小皿数の子ひたし冷酒三献宛御小姓肩衣着差上之候

一 御附人御役人共へ御重詰ニ而被下候 当番御小姓ともへ御茶屋ニ而被下

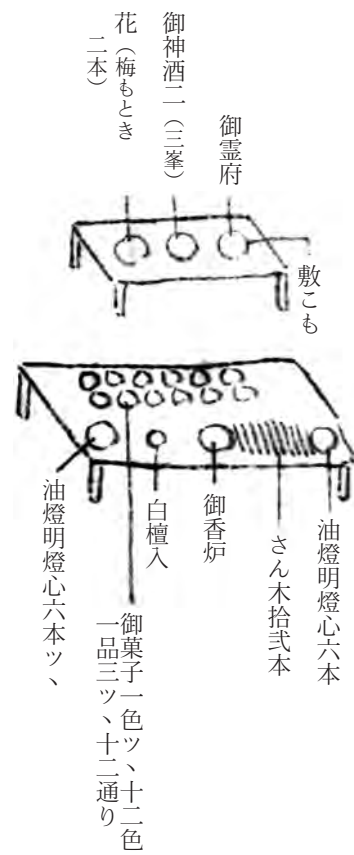
候事

七月支干御祭御飾方

一 御神檀之間へ御机二脚置一脚へかづぎこもを敷御靈府御神酒一对細口

へ花梅もとき式本御備一脚へハ土器へ半紙小サク切り候而敷御菓子一色

宛拾式枚へ十二色土器二ツへ油燈明（燈心一ツへ六本ツ）御香炉白檀十
二のさん木御備ニ候 図左之通（資料）



右之通御役人飾之御下り之御菓子ハ御手廻様斗りニ而御頂き他人江不被
下候事

節分

- 一 豆煎初御年男ニ候 豆式升
- 一 薄暮頃豆木へ鯛の頭指したるを出入口窓へ江式ツ宛左右へ置候 尤御湯殿御便所何方之窓障子有之所ニ候
- 一 日暮少し間有御年男御書院始明之方ニ向ひざつき膳へ鉢ニ煎豆入（松ゆつりは 干いわし添）たるを持左之通り唱言して御座敷一ト間へ二豆を蒔き候 尤御便所迄ニ候
- 一 鬼ハ外ト福は内へ天に花さき地には実ハなれ
- 一 右豆蒔相済 上々様へざつきせん貝盆江煎豆四角なるこんふ老枚四角なるいか老枚入上ル 御年男江も被下候 御茶も被下候
- 一 朔望御用ひし御盃御銚子出于時長馬屋喜鳥之代りにいが焼き中皿江入

さつき膳江乗箸添御小姓肩衣出候 于時 上々様右長馬之代看ニ而冷酒
三献宛被召上候 畢而 殿様改而一献被召上候 御肴献而夫より御年男江
御盃被下候 其節進出一献拝領御肴頂戴又二献拝領都合三献拝領罷下候
事

- 一 御家中一統江生豆五合ツ、被下候事
- 一 吉日御日柄ニ候へは余里致候事

獅子廻し

- 一 御城御八幡様泉村御大日様獅子ニ候得は白米老升御初尾御式拾五文染原（白米ニ而もよし）少々被遣候

一 御幼年之御子様被為人候得は御召物之内式ツ也 老ツ也為被候事

御祥月

- 一 御客対処御床へ御屏風立御机江箱置打敷懸候 御屏風真中阿弥陀佛懸物掛ル 御位牌箱（折敷）の上に御安置（左上座とす） 前に黒之机を置花蠟燭立せん香立御香炉斗り台ニ置御靈膳御脇とも御直々御備被成置候翌朝も同断御備ニ候 勤行之内 殿様南ノ方へ御詰被成候 永源院取扱御対面処ニ候 御膳（皿 汁 香の物 飯）二（平 坪 茶碗酒）御酒菜三種小皿引ニ而出ス 暖酒御宮仕御番所当番肩衣酒 畢而御飯仕舞之頃殿様強分に被成置候 其上ニ御湯出右引而煎茶菓子御布施出申候 永源院罷帰り度旨申上候得は 殿様御対面処江御出故御暇申上候 御見送ニハ御相手番方へ御立被成候処迄ニ候
- 一 御檀飾ほこしも御役人御番処より出候 宵差上候御菓子ハ御例方へ被下候 朝に上候 御菓子ハ御番所へ被下候事

一 御祥月御備夜ニハ御夜食御家中一統江頂戴被仰付候 御役人ハ朝ニも御茶屋ニ而御飯被下候得共嘉永二酉年より御省略ニ付被上置候

彼岸

一 入日中日過日当番御小姓中凶子千蓋盆ニ而被下候事

夏土用

一 入日□柚子指上候事

寒入

一 小寒之入日□とにんにく指上候事

尤水もさし上候

〔註〕

(1) 『出羽国秋田領風俗問状答』は江戸後期の国学者で幕臣であった屋代弘賢の提唱による問状に対する答として秋田藩の儒臣那珂長左衛門道博が作成した報告書である。幕府に提出された原本は国立公文書館内閣文庫に所蔵されており、秋田県公文書館本は草稿と考えられている。提出されたのは文化十一年（一八一四）のことである。本稿では秋田県公文書館本を底本とした。

(2) 『出羽国秋田領風俗問状答』には「其詞十二段、家建萬ざい、經文萬歳、神力萬歳、峰入萬歳、御國萬歳、双六萬歳を表六番と云、扇萬歳、御江戸萬歳、門跡萬歳、吉原萬歳、櫻萬歳、名寄萬歳を裏六番と云」とある。

(3) 秋田の方言でぼだは塩鮭のことをいう（秋田県教育委員会編 二〇〇一—三三二）。

(4) 正月に謡を初めてうたう儀式である。『秋田紀麗』に「此夜御謡初御松囃子と云ふて、弓八幡の舞曲を奏し御遊宴あり。府城長阪の下に篝火を焼く」とある（今村監修 一九七—b 四三三）。『出羽国秋田領風俗問状答』には「四民ともに謡初にて候」とあり、謡初は武士だけではなく、農民や町民の間でも行われていた。

(5) 宝船は正月の縁起物の一つで、七福神や米俵や宝物を乗せた帆掛け船の絵である。その中に「なかきよのとをのねふりのみなめさめなみのりふねのをとのよきかな」という回文の歌が書かれている。江戸時代には正月の一日あるいは二日の晩、これを枕の下に敷いて寝るとよい初夢を見ることができると信じられていた（佐々木 二〇〇〇—三二）。

(6) 現、飯田川町飯塚。八郎潟の東岸に位置し、羽州街道に沿う。湖岸の浜飯塚村（現、飯塚浜）と山沿いの岡飯塚村からなる（平凡社地方資料センター編 一九八〇—四四八）。享保十五年（一七三〇）に編纂された『六郡郡邑記』には「飯塚村三十八軒、岡飯塚村五十五軒」とある（今村監修 一九七—b 一〇八）。組代とは、地方知行制を採用していた秋田藩で、給人が農民に知行地からの年貢を納めさせる際に定めていた年貢納入責任者としての役割を担う農民のことをいう（平田 二〇一六—六一）。

(7) 現、秋田市下北手宝川。太平川の支流、宝川の上流域に集落が点在する（平凡社地方資料センター編 一九八〇—四三三）。『秋田風土記』には「寒川より半

里、山越南林中の小道又久保田へ通る易道がある。高二百十二石、本二百三石九斗四升、免六ツ五分、田水沢水、人家二十三戸。此里長の家山下の庭名松あり常に見物多し」と記されている〔今村監修 一九七二 一七五〕。

- (8) ヒンズー教の風神の一種である。その姿は『摩利支天経』や『末利支提婆華鬘経』によれば、天女形をしており、蓮の花の上に座して左手を胸の前に置き天扇を握っている。天扇には卍が書かれている。天扇は形を隠す陰形の用具とされるが、摩利支天がとりわけ武士の熱心な信仰を集めたのは、敵から身を隠す必要からであった。一方『大魔里支菩薩経』によると、三面六臂ないしは八臂形で猪に乗っている。天女像が天扇を持っているのに対し、こちらは、弓、箭、鉤、針、金剛杵、無憂樹などを持物としている。弓や箭は迅速を表し、人に見られず捉われない隠身の功德を意味するといえるが、同時に古代インドの武具であった金剛杵などと同様、武器の象徴ともみなされ、猪の勇猛さともあいまって武士の守護神と崇められるようになった〔長谷部 二〇〇〇 五八九〕。

- (9) 現、秋田市榎山金照町。榎山の東南端にあり、真言宗智山派。本尊は地藏菩薩〔平凡社地方資料センター編 一九八〇 三九九〕。

- (10) 現、秋田市泉字三岳根。泉山の麓にある。曹洞宗、万固山と号し、本尊は聖観音。藩主佐竹氏代々の菩提寺である。〔平凡社地方資料センター編 一九八〇 四一一〕。常陸佐竹十四代義人が、夫人（十三代義盛の娘）天徳寺殿甚山妙幸禅定尼の菩提のため、寛正三年（一四六二）常陸太田西山に創建したもので、寺号は夫人を開基としたことに由来する〔佐々木 一九八一 五七九〕。初代義宣から秋田六郡の曹洞宗支配を許され、経営規模も寺領三百石四斗に毎年の合力金を加えると千石ほどの年もあった。天徳寺は他の寺院に比べると別格の扱いであった。天徳寺は常陸からの移転当初久保田城下最南端の榎山に境内を構えた。その後寛永元年（一六二四）に焼失したため、義宣の意向で北部縁辺に当る泉山麓の現在地に決まった〔秋田市編 二〇〇五 九八〕。
- (11) 戦国時代以後、正月に甲冑に供えた鏡餅を具足の餅という。正月二十日に具足餅を割って食べ、祝賀行事とした。『出羽国秋田領風俗問状答』に「十一日 鏡ひらきの事 具足のか、みもちひらくに大やう廿日を用う」とある。
- (12) 汁粉餅。または汁粉をいう〔日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典

編集部編 二〇〇一 一五八〕。

- (13) 現在の秋田市千秋北の丸にあった。真言宗の寺で、嘉吉二年（二四四二）以来、佐竹氏と密着した祈禱寺であった。慶長七年（一六〇二）、佐竹氏秋田移封に際し、随従した宝鏡院に対し、寺領を与えた。佐竹氏の菩提寺曹洞宗天徳寺に次ぎ、一乗院と並び優遇された。戊辰戦争時に藩士屯所とされ、替院として手形村大沢の曹洞宗正洞院廃寺を与えられ、後に廃寺になる〔平凡社地方資料センター編 一九八〇 三七一（三七二）〕。

- (14) 藤倉村は旭川上流の山内地域で山地を背後に集落の南を南西流する旭川の河岸段丘に位置する。この村に藤倉権現が鎮座した。別当は修験長命寺で観音も合祀され、観音祭は三・六月の十七日である。藤倉権現は明治の神仏分離後、藤倉神社（現、秋田市山内藤倉）となる〔角川日本地名大辞典編纂委員会編 一九八〇 五七九〕。『秋田風土記』に「藤倉山、大権現観世音合殿、藤倉の里にあり、別当修験長命寺、観音ハ閻浮檀金の像当国三十三所第二十二番の札処なり。祭祀三月十七日。権現祭礼三月二十七日、又六月十七日観音祭あり、八月十七日両殿合祭。右四ヶの祭礼湯立神楽あり」と記されている〔今村監修 一九七二 二四〕。『秋田紀麗』には「十七日 初祭とて藤倉権現祭禮あり、参詣おびたゞし。湯澤村の俗より梶浦（ちよぼ）ノ戯あり、江府西の町と云ふに似たり。はつ祭に天気よければ、年中の祭に天気よしと土俗の云はやせり」とある〔今村監修 一九七二 四三〇〕。

- (15) 「竹堂様」とは佐竹義人のことをいう。佐竹義人（二四〇〇六七）は室町時代中期の武将。山内上杉憲定の次男。応永十四年（一四〇七）常陸佐竹氏の当主義盛が後嗣のないまま死去したため、佐竹氏の本宗を継いだ。法名耕山寺竹堂本晃（堤 一九九〇 三六九（三七〇））。

- (16) 八橋村は現在の秋田市山王一丁目、同二丁目、高陽幸町、同青柳町、八橋にあたる。八橋字八橋に鎮座する日吉八幡神社は山王さんと通称され、久保田外町の総鎮守である〔平凡社地方資料センター編 一九八〇 四〇二〕。山王（日吉）八幡の社内に久保田三十三番札所の三十一番保食堂（善薩堂）を持つ天満宮がある〔角川日本地名大辞典編纂委員会編 一九八〇 六六四〕。

- (17) 秋田市泉にある泉福院の上手、熊野社の大日堂は木造大日如来坐像が安置されていた。現在は泉福院に納められ、本尊となっている〔平凡社地方資料セン

ター編 一九八〇 四一)。

(18) 現、秋田市泉字三岳根。泉山の南端にある。高野山真言宗〔平凡社地方資料センター編 一九八〇 四一〕。

(19) 佐竹義人が鎌倉の若宮八幡宮を太田城に勧請したものが小(正)八幡宮のはじまりである。佐竹氏は秋田に転封されると、常陸から大八幡宮、小八幡宮の両八幡を久保田に移した。小八幡宮は転封後まもなくして久保田城内三ノ丸別廓にまつられた。常陸時代のつながりにより、別当は真言宗金乗院、社家は近谷氏とされた。小八幡宮には「鶴」という巫女が明治にいたるまで代々仕えた〔秋田市編 二〇〇三 八四〕。正八幡は城の鎮守で、八幡祭は四月五日である〔平凡社地方資料センター編 一九八〇 三六四〕。『六郡祭事記』に「五日 北郭の八幡祭 城の鎮守正八幡、前にしるせし也。この日玄米の御供□薯蕷、牛蒡、熨斗昆布、海魚を生にて献る。今朝城より代参あり。神輿ハ寺内の里犬戻しと云山へ御旅所仮屋作りて御幸、警固の物頭一騎、弓鐵炮槍の足軽五十人を率て出るなり」と八幡祭についての記述がある。〔六郡祭事記〕は『出羽国秋田領風俗問状答』に所収されている。本稿では秋田県公文書館本を底本とした。

(20) あんびんとは「餡餅」のことで、餡子を入れた餅のことをいう〔秋田市民俗部会編 一九九七 六三〕。

(21) 古四王権現社。秋田郡寺内村(現在の秋田市寺内尻桜)に鎮座する。『六郡郡邑記』に「古四王社有り、昔より此社有り諸人願望夜籠」〔今村監修 一九七九 九八〕とある。『秋田風土記』には「正月七日午王守札を国主に献し、並祭日の毎度拜殿にて午王守札神府神酒等参詣の諸人ハ配り、貴賤によらず真参代参とも先立祈禱、月次八日、五節句とも大拍子祈禱勤行なり」とあり、その後年中祭式のこと詳細に記されている〔今村監修 一九七二 一四〕。『秋田年中御行事』に記述が見られる四月七日は宵祭、八日が本祭日である。『秋田風土記』には「四月七日宵祭、舞殿にて神楽勤行、神前において祈禱勤行。今日近国の諸人参詣群集、夜籠りの事筆紙に難尽。四月八日本祭日、神前において祈禱執行、舞殿にて神楽、本地堂にて別当秘法執行の後、宮巡り行列あり」と書かれている〔今村監修 一九七二 一六〕。『六郡祭事記』には「寺内の里の古四王宮、前に出せり。此日祭日神輿宮巡りの事あり、供奉

の者白幡、灌水、神鈴、法螺、瓔珞等品々の飾ありて粘付棒と云もの一雙あり、長さ一丈三四尺、槍の柄のときものへ米をすりて粘として塗たる也。この粘の付つかぬにて年の豊凶を考ふるとなり。七日のよひ祭には宮前に庭燎をたく、近国よりも来る通夜のもの群集す。眼の病あるもの尤渴仰するなり」とある。『秋田紀麗』には「七日 今宵寺内古四王御祭禮夜宮、参詣群衆す。遊女、売人、瞽女、座頭、眼を疾めるもの、耳聾たる者など、一ト夜通夜して祈るに靈驗あり」〔今村監修 一九七二 四三三〕ともあり、多くの者が参詣していた。

(22) 正八幡と同様古く常陸時代から守護神として崇敬され、巫女鶴に祀らせた。神体は五社之稲荷で、五つの神体がある。うち三体は小野田・久賀谷・後藤三氏に預け、その鎮守とし、二神体を城中に祀った。毎年、稲荷社の祭礼・神幸の四月十五日の前の晩に三神体は城中に奉迎され、当日は神輿に乗って土崎の浜に幸した。帰社の晩に三家に帰宮するという。〔平凡社地方資料センター編 一九八〇 三六四〕。稲荷社の祭礼について『六郡祭事記』には「十五日 稲荷祭 城の鎮守。北郭にありて八幡と相並ぶ、別当真言宗金乗院、神職近谷氏。この日の祭式献供正八幡に異なる事なし、御旅所ハ土崎の海岸にあり、供奉の行粧又八幡と同じ」という記述がみられる。

(23) 牛頭天王社。天王村、船越村の鎮守である。現在は東湖八坂神社である。五穀豊穰、漁業安全などを願う湖畔の社として農民・漁師に信仰されたが、秋田城下の藩士・町民などからも広く信仰を集めた〔平凡社地方資料センター編 一九八〇 四四一〕。牛頭天王社は藩の保護を受け、慶安三年(一六五〇)藩主佐竹義隆が社堂を修覆し、藩内十二社の一つとなり、秋田・河辺・山本三郡内の獅子舞をも掌る〔角川日本地名大辞典編纂委員会編 一九八〇 四四八〕。『六郡祭事記』にも左のような天王祭の記述がある。

七日 天王祭

秋田の郡天王の里と船越の里の鎮守なり、神職鎌田氏。この両村の間に川あり、八龍湖水の海へ出る所にて船渡二百間はかり也。是より先正月六日宮籠の神事、神職神人、天王の里の頭人、村役人、船越の里の頭人通夜して神楽勤行。七日朝八方拜の式あり。二月廿五日味噌造、酒造の神事あり、天王の里の頭人三人の内一家へ集り、大豆をこの夜より廿五日の朝まで煮

味噌とし、桶三へ入社内へ穴を穿ちおさめ置く時ハ頭人の家へ別屋を造り、青茅にて葺是へ納めたり。是を酒殿と云、船越の里にても同じくこの事あり。三月中の申の日ハ末社山王宮の祭式、御供七膳、神酒七通を献す。四月初の卯の日にハ末社八幡宮の祭式、献供の外に卯の花を多く奉る。五月廿五日にハ頭人の家へ別屋を造り青萱にて葺て、二月廿五日に造り埋置たる味噌を掘出してこの屋へをさめおくなり。廿八日箸削の神事、杉箸を調し出す。六月朔日は頭人の家の門へ立幣を立、家内を清浄にする也。この日より神人頭人みな齋戒して毎朝神前に再拝し、造り置たる神酒味噌外に種々の品並に、杉箸三膳を日々奉る。六日にハ竹剪の神事、神職、頭人一人を具して桶本の里にいたり、古より定れる数ありて竹五本を切、外に七本をきりてその竹を包ミ湖水に洗ひて持帰りて社内へ納む。其夜両村の頭人村役人等通夜し神楽殿にて神楽を奏す。七日祭式の祝詞、神楽ありて八雲出雲八重垣の神歌をくり返し／＼うたひて、未の刻に至りて神輿をふり出す。行列さま／＼にて、白幣青幣に繼て牛乗と云ふものあり、是ハ烏帽子に狩衣着たる男の顔を丹ぬりにし、弓箭とり劍帯で全體黒き牛に乗、この黒牛ハ常ならぬものなるにこの祭に逢せんとて遠き境よりも牽来る。年こと必ありて古より欠ける事なし。五人の頭人牛の左右を囲み行く。この次に童男四人、烏帽子素袍にて八ツの玉瓶に小強飯を盛たるを檜の曲物に入、首にかけて一人に二ツツ、を持行。神輿へハ神職、神人、村役人のもの大勢供奉して渡場へ出る。其時船越の里より船を飾り舳舻へ一丈五尺の柱を立て、大綱二本を其上へ張、笛鼓にてはやすもの二十人にて中流へ乗出す時、雲舞の者一人全身赤く装束して柱へのほり四方を拝し、其綱をわたる。その時神職鎌田氏汀に立て神祕の加持あり。扱綱をわたる事三度にして船ハこなたの岸に着く、是を雲舞の船と云、あるハ蜘蛛とも云。是より船中の者みな神輿の供奉す、蜘蛛せし男も上下着替て、御供して御旅所に至り八方拝、神楽なんとありて還幸なり。同夜亥の刻、頭つもり式ありて是より一年の頭を定む。神職より昨日切たる竹竈前に納め置たるを受とり、頭一人へ一本つゝわたし、新頭人へ遣し門へ立て頭のあたりたるを傳へ、猶頭の勤式をその夜傳ふる也。是を頭わたしと云、是にも神祕ありて其家に旅客など居れハ追拂ふ也。矢橋の山王のハ統人と云、こゝのは頭

人と書来れり。それより六月名越越、九月新嘗等ありて十二月十七日にハ天王、船越の頭人宮籠し、六月祭のときの八ツの玉瓶に入たる白強飯を是まで其まゝにして置いて、此時に至みな麴となりあるをもて酒を造るなり。其月の晦日に神職鎌田氏齋して社殿のうちにて御供を炊き、御膳五通、それへ造りたる神酒を五通り献する。神酒ハ明る正月七日まで毎朝供する也。すへてこの六月の祭ハ簸の川上のむかしを模して、神輿をイナタ姫とし、牛乗は素盞雄の尊とし、味噌、酒調する時、天王の里にハ老嫗一人を撰て其事をなさしむ。船越の里にハ老翁一人を用ゆ。是ハ手摩乳脚摩乳とし、八ツの多摩瓶ハ酒をたゝひし瓶とし、蜘蛛は大蛇を表すと云ん。

(24) 天徳寺の塔頭であった。嘉永二年(一八四九)天徳寺の泉移転に伴い、永源院も泉に移った〔平凡社地方資料センター編 一九八〇 三七〇〕。『秋田風土記』に「永源院 天徳寺下寺、開山観月和尚、享保六年四月廿五日寂す。鎮守虚空蔵菩薩。九月十三日祭礼」とある〔今村監修 一九七二 一三三〕。

(25) 現、秋田市保戸野鉄砲町。旧寺町の北端にあり、時宗、清浄山と号す。本尊阿弥陀如来。開基は藤沢(現、神奈川県 清浄光寺三十二代遊行他阿普光である。普光は姓は佐竹氏、十四代義人の四男義森の子小野義高に出自するという。その縁で常陸に在住。慶長十五年(一六一〇)に普光は甥の義山を秋田に遣わし、義重・義宣親子の安否を伺わせた。義宣は義山をとどめ置き、一寺を造立して与えた。同十七年普光を常陸から招き、清浄山声体寺秋田藤沢道場と号し、寺領三〇石を給した〔平凡社地方資料センター編 一九八〇 三七三〕。

(26) 織物の神様。ハタ神さんは年寄で歯が悪いのでこうせん(米を煎って白又は挽白で大きめに砕き砂糖をいれたもの)を作り供えるという〔秋田市史民俗部会編 一九九七 九二〕。

(27) まっか大根。娘御大根ともいう。東北・北陸地方で十二月八日または九日の大黒祭に供える二股大根のこと。『秋田市史民俗調査報告書(二)』によると、九日にマッカ(二股)大根を二本供え、黒豆を炒めてご飯の上に三粒あげる。大黒様は耳が遠いので包丁をならして拝むという〔秋田市史民俗部会編 一九九七 九二〕。

(28) 大八幡宮、正(小)八幡宮のこと。八幡社は平安末期以来源氏の氏神とされ、

佐竹氏も厚く信仰した。常陸時代、佐竹秀義が京都の石清水八幡宮を常陸太田の馬場に勧請したものが大八幡宮のはじまりであると伝えられているが、初代佐竹昌義のときに勧請されたという説もある。佐竹氏は秋田に転封されると、常陸から両八幡を久保田に移した〔秋田市編 二〇〇三 八四〕。正八幡宮については注19を参照。

引用・参考文献

- 秋田県教育委員会編 二〇〇一『秋田のことば』無明舎出版
秋田魁新報社編 二〇〇〇『秋田人名大事典』秋田魁新報社編
秋田市編 二〇〇三『秋田市史 第三卷 近世通史編』秋田市
秋田市編 二〇〇五『図説 秋田市の歴史』秋田市
秋田市史民俗部会編 一九九七『秋田市史民俗調査報告書(二)』秋田市史編さん室
秋田市史民俗部会編 一九九八『秋田市史民俗調査報告書(三)』秋田市史編さん室
今村義孝監修 一九七一a『新秋田叢書(三)』歴史図書社
今村義孝監修 一九七一b『新秋田叢書(四)』歴史図書社
今村義孝監修 一九七二『新秋田叢書(十五)』歴史図書社
角川日本地名大辞典編纂委員会編 一九八〇『角川日本地名大辞典 秋田県』角川書店
後藤麻衣子 二〇一二『カマクラと雪室 その歴史の変遷と地域性』岩田書院
佐々木栄孝『天徳寺』秋田魁新報社編 一九八一『秋田大百科事典』秋田魁新報社
佐々木勝「宝船」福田アジオ・新谷尚紀・湯川洋司・神田より子・中込睦子・渡邊欣雄編 二〇〇〇『日本民俗大辞典 下』吉川弘文館
堤禎子「佐竹義人」国史大辞典編集委員会編 一九九〇『国史大辞典 第六卷』吉川弘文館
日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 二〇〇一『日本国語大辞典 第二版 第八卷』小学館
長谷部八朗「摩利支天」福田アジオ・新谷尚紀・湯川洋司・神田より子・中込睦

子・渡邊欣雄編 二〇〇〇『日本民俗大辞典 下』吉川弘文館
半田和彦 二〇一六『秋田藩の用語解説』秋田文化出版社
平凡社地方資料センター編 一九八〇『秋田県の地名』平凡社

付記

『秋田年中御行事』の掲載を許可して下さいました秋田県公文書館の方々には多大なご協力を賜りました。本史料については、元、昭和女子大学大学院教授渡辺伸夫先生のお世話にあずかりました。平成十三年(二〇〇一)の卒論作成時にコピーの提供を受け、原本の所在についてご教示をいただき、史料解説にあたってご指導を賜りました。また昭和女子大学大学院教授大谷津早苗先生にもご教示をいただきました。この場をお借りして心から御礼申し上げます。